

平成 26 年

# 第 3 回定例輪之内町議会会議録

平成 26 年 9 月 8 日 開会

平成 26 年 9 月 19 日 閉会

輪之内町議会

## 第 3 回定例輪之内町議会会議録目次

9月8日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第36号（提案説明・採決）	1 1
議第37号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 2
議第38号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 6
議第39号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 7
議第40号から議第44号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	1 9
議第45号から議第47号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	2 4
請願第1号（提案説明・質疑・委員会付託）	3 1
発議第1号（趣旨説明・質疑・委員会付託）	3 2
散会	3 4

9月19日

議事日程	3 5
本日の会議に付した事件	3 5
出席議員	3 6
欠席議員	3 6
説明のため出席した者	3 6
職務のため出席した事務局職員	3 6
開議	3 7
諸般の報告	3 7
仮議長の選挙	3 7

一般質問 .....	38
6番 田中政治議員 .....	38
1番 上野賢二議員 .....	52
2番 浅野常夫議員 .....	57
9番 森島正司議員 .....	60
議第37号から議第39号まで、議第45号から議第47号まで、請願第1号及び発議第1号 (委員長報告・質疑・討論・採決) .....	71
議第40号から議第44号まで (委員長報告・質疑・討論・採決) .....	80
閉会 .....	90
会議録署名議員 .....	91

平成26年9月8日開会 第3回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成26年9月8日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明
- 日程第6 議 第 36 号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議 第 37 号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議 第 38 号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議 第 39 号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議 第 40 号 平成25年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議 第 41 号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議 第 42 号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議 第 43 号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議 第 44 号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議 第 45 号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第16 議 第 46 号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議 第 47 号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 請願第1号 規制改革案に関する請願について
- 日程第19 発議第1号 規制改革案に関する意見書について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第19までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	5番	浅野利通
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（1名）

4番 小寺 強

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木野隆之	教育長	西松敏夫
参事兼 会計管理者	加藤智治	調整監	加納孝和
調整監兼 住民課長	岩津英雄	総務課長	兒玉 隆
経営戦略課長	荒川 浩	税務課長兼 会計室長	田中 実
福祉課長	田中久晴	産業課長	中島 智
建設課長	高橋博美	教育課長	松井 均
危機管理課長	森島秀彦	代表監査委員	兒玉俊雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○副議長（森島正司君）

ただいまの出席議員は8名であります。小寺議長より欠席届が提出されております。よって、本日の会議は、副議長の私が務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議員定足数に達しておりますので、平成26年第3回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

○副議長（森島正司君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、1番 上野賢二君、5番 浅野利通君を指名いたします。

---

○副議長（森島正司君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月19日までの12日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（森島正司君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から9月19日までの12日間とすることに決定しました。

---

○副議長（森島正司君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成26年度6月分、7月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、町長から平成25年度健全化判断比率等の報告がありました。

平成25年度決算審査意見書は、お手元に配付のとおりであります。

本日は代表監査委員の出席をいただいておりますので、御報告をお願いいたします。

代表監査委員 兒玉俊雄君。

## ○代表監査委員（兒玉俊雄君）

それでは、監査の御報告をいたします。

去る7月22日から24日の3日間にわたり平成25年度一般会計、特別会計の決算及び各基金の運用状況の審査を北島登監査委員とともに厳正かつ公平に実施しましたので、監査委員を代表して報告をいたします。

平成25年度の町一般会計及び特別会計の決算並びに基金の運用状況の審査の意見をお手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により平成25年度の各会計歳入歳出決算及び証書類、並びに同法第241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査をいたしました。

まず、審査の対象は、1. 平成25年度輪之内町一般会計歳入歳出決算、2. 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、3. 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4. 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、5. 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、6. 平成25年度各基金の運用状況を示す書類であります。

審査の期間は、平成26年7月22日から24日の3日間実施をいたしました。

また、審査の方法は、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、決算書、附属書類などに基づきながら、あわせて関係職員の説明を聴取して審査しました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計算についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と基金の運用状況の審査の意見については、この意見書に記載してありとさせていただきます。

最後に、今後、町の財政運営に当たっては、地方分権の時代にふさわしい、「真の自立」を確立するため、全ての事務事業に最少の経費で最大の効果を得るべく、行政改革の推進を図るとともに、歳入においては公租・公課等の収入未済額のさらなる減少に努め、企業誘致などさらに推進され、自主財源の積極的な確保に努められ、足腰の強い財政基盤を確立し、誰もが安心して安全な町に永住を願う輪之内町の実現に向けて、さらなる努力を期待するものであります。

以上で、決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、その使命を重く受



けとめ、町の行財政の公正かつ効率的な運営を確保し、町民の信頼と期待に応えるべく、引き続き監査業務に万全を期してまいる所存でございますので、議会、町執行部の皆様方の御理解、御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。ありがとうございました。

○副議長（森島正司君）

ありがとうございました。

兒玉俊雄代表監査委員には御退場願います。

（代表監査委員 兒玉俊雄君退場）

○副議長（森島正司君）

以上で諸般の報告を終わります。

---

○副議長（森島正司君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりであります。

---

○副議長（森島正司君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

9月定例会の開催に当たり、6月議会以降の出来事について暫時振り返ってみたいと、そんなふうに思います。

今年の全国高校総体には輪之内町からは5人の高校生が出場し、フェンシングの伊藤真希さんが優勝、弟の拓真君は準優勝に輝いたところであります。

また、第96回全国高校野球選手権大会には大垣日大高校が出場しました。大垣日大高校の野球部員には輪之内中学校の出身者が2名おり、そのうち大吉新田の大橋飛翔君が見事甲子園球場のベンチ入りを果たしました。初戦の茨城県代表藤代高校戦で劇的な展開で逆転勝利したことは、皆さんも記憶に新しいのではないかと思います。惜しくも次の三重高校戦では敗れはしましたが、大垣日大高校や輪之内町の高校生の健闘に感動を覚えたところであります。

さて、今年は異常気象の年であると思います。局地的な大雪による雪害、台風の襲来及び低気圧前線の長期停滞による水害があったかと思えば、広島県では、もう既に皆さん御承知のとおり、異常降雨による土砂災害など、各地で甚大な災害が発生しております。被災地、被災者の皆様に対し、改めてお見舞いを申し上げるところでございます。

台風シーズンを迎えるに当たり、輪之内町においても過日防災訓練を実施したところではありますが、今後も災害への対策と準備を強化していかなければならないものと考えております。

さて、本日、ここに平成26年第3回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を議会に御出席賜り、誠にありがとうございます。

9月に入り内閣の改造が行われました。国の内外を問わず諸懸案が山積みしておりますので、今後の国政の行方に注視をしてみたいと思います。

また、近々に予定しております福島県・沖縄県知事選については、地方自治体首長の選挙ではありますが、その結果が今後の国政に少なからず影響を及ぼすことから、その成り行きに注目が集まっているところであります。

また、景気動向の先行きの不透明感を拭えず、10%の消費税増税につきましても既定方針どおり引き上げるのか否か、その決断が注目をされているところであります。

こうした中、報道によりますと、7月の百貨店、ショッピングセンターの売上高が前年を下回っており、さらには7月の全世帯消費支出は前年比マイナス3%、非常に戻りが鈍い状況となっており、消費者は今後も物価上昇が続くと考え、節約姿勢を続けていくものと思われま。

また、7月の鉱工業生産については在庫積み上がりの状況で、需要不振と過剰在庫と相まって先行きの生産も抑制され、日本の経済状況も先行きが危ぶまれているところであります。

そんな中でありますが、私は消費税の10%への増税については、目先の景気動向にかかわらず、長期的視野に立った判断が求められているものと考えております。国際公約、日本の財政再建を最重要に判断すべきものであらうと考えております。消費税の引き上げは、多額の公的債務を抱える日本の財政健全性確保にとって大変重要であり、国内外の大きな関心事であることから、いわば国際公約として受けとめられている部分がございます。仮に大幅な路線変更をする場合には、その理由及び日本の財政健全化等々に向けたアクションプランを具体的に示すことが必要ではないかと思ひます。

また、御案内のとおり、消費税の増税延期には法改正が必要であり、景気の判断は、諸外国から、いまだ日本経済が危機的状況から脱却していないのではないかとこのメッセージと受け取られかねないことにも留意をしなければならないと思ひております。

他方、この消費税問題は、私ども地方自治体の財政健全化や最近の地方分権の流れの中で喫緊の政策課題である、子ども・子育て、少子化対策等を着実に実行するための財源確保にも多大な影響を及ぼすことから、その動向を注視をしてみたいと思ひます。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明をいたします。

内訳は、人事案件1件、補正予算3件、決算認定関係5件、条例制定3件の合計12件でございます。

議案の概要を順次御説明申し上げます。

議第36号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員3名のうち1名がこの9月30日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、補正予算関係でございます。

議第37号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,720万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,858万円と定めるものであります。

それでは、歳出補正予算から御説明を申し上げます。

総務費の総務管理費のうち、文書費につきましては、平成25年5月に成立・公布された社会保障・税番号制度関連4法の制度を適正かつ円滑に運用するために、個人情報保護体制整備のための事前準備の費用であります。具体的には、個人情報取扱業務の洗い出しや、番号制度に関連して整備が必要となる例規の抽出及び例規整備を行うものであります。

諸費につきましては、歳入において自衛官募集事務委託金の配分額が決定されたことに伴い、事務費を増額するものであります。

次に、民生費と衛生費では、共通する事項として、医療費負担金や扶助費等給付費について平成25年度に交付を受けた国庫支出金や県支出金について精算によりその超過交付額をそれぞれ返還するもの、また後期高齢者医療広域連合に対して平成25年度に支出した療養給付費負担金や保健事業負担金の不足額を追加負担するものをそれぞれ該当する予算科目に計上しております。

民生費の社会福祉費のうち、社会福祉総務費については、少子化の要因の一つと言われる晩婚化、未婚化の対策として、出会いの機会が少ない独身男女に出会いの場を提供するなど縁結びの支援や相談事業に取り組むもので、事業の実施については輪之内町社会福祉協議会に委託をする予定であります。

障がい者福祉費の報酬につきましては、今年度、安八郡障害福祉計画を策定するに当たり、策定委員会の開催を2回分追加するために増額をするものであります。

児童福祉施設費につきましては、広域入所児童の増によるものであります。

衛生費の保健衛生費のうち、予防費については、予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成26年7月2日に公布されたこと等により、平成26年10月1日から水痘ワクチンと高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種が定期接種に加わりますので、その事業費を増額するものであります。

清掃費の廃棄物処理施設費については、去る8月10日の台風11号により南波最終処分場の外壁の一部が破損したため修繕をするものであります。

農林水産業費の町民センター管理費は、老朽化により既設の地下オイルタンクを地上

式オイルタンクに更新をするものであります。

教育費の中学校費のうち、教育振興費については、バレーボール、卓球を初めとする中学校部活動の好成績により遠征費等が不足しますので必要額を増額するものであります。

奨学金については、国際クラブからの寄附金を原資として修学に必要な資金を支援するものであります。

次に、歳入の補正予算について御説明をいたします。

国庫支出金については、子育て世帯臨時給付金の財源として国から受け入れる交付金であります。

県支出金については、自衛隊募集事務費を増額補正するものであります。

寄附金は、国際クラブからの善意の寄附を採納するものであります。

町債については、普通交付税の本算定を経て今年度の臨時財政対策債の額が確定しましたので、これを計上しております。

繰越金は、歳出補正予算額の総額に対して不足分を調整額として計上するものであります。

以上で、議第37号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、議第38号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億104万円と定めるものであります。

歳出につきましては、平成25年度の退職者医療に対する療養給付費交付金が確定をいたしましたので、その超過交付分を国保連合会へ返還するものであります。

次に、議第39号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,002万円と定めるものであります。

これは、平成25年度の保健事業費負担金の確定による輪之内町負担金の不足分を県広域連合に追加支出するものであります。

続きまして、平成25年度の一般会計、特別会計の決算認定の御説明を申し上げます。

議第40号 平成25年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてございます。

平成25年度の主要事業といたしましては、町内3カ所に耐震性貯水槽を設置いたしました。1施設当たり4万リットルの飲料水が絶えず貯水されており、災害の際には人口1万人の生存に必要な水量約4日分を確保することができております。輪之内町を発信する事業として、徳川将軍家御膳米の発売、軽トラ朝市の開催など、町内外へ輪之内町

をアピールいたしたところであります。住民福祉の面では、高校生世代まで医療費の無料化に踏み切り、子育て世代の負担軽減に努めたところであります。

平成25年度輪之内町一般会計決算額は、歳入40億6,901万2,000円、歳出は37億9,290万1,000円となり、歳入歳出差引額は2億7,611万1,000円となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源は2億7,160万9,000円であります。

また、歳入の最終予算額39億8,102万6,000円に対する収入率は102.2%であります。

歳出の最終予算額39億8,102万6,000円に対する執行率は95.3%でありました。

歳入の34.8%を占める町税では、個人町民税調定額は前年度より約1%伸びておりますが、法人町民税の調定額は対前年比91.7%となり、企業業績の落ち込みによるものと思われま

す。固定資産税については、おおむね前年度並みでありました。

地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税等の交付金は、地方譲与税と普通交付税の減により全体では1,285万6,000円の減となりました。

国庫支出金は、耐震性貯水槽設置費、光ケーブルネットワーク整備費、理科用備品購入費の繰越分が増になっております。

町債については、臨時財政対策債ほか2事業分、合わせて4億1,180万円を発行いたしました。

歳出につきましては、輪之内町第5次総合計画「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」の実現と、「輪之内町行財政改革大綱」の積極的な推進を目指して、財源確保が困難な状況下においても優先度・緊急度を重視し、また住民の安全・安心な生活に備えるべく事業展開をいたしたところであります。

以上、平成25年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、今後とも輪之内町の健全財政の基調を維持しつつ、安全・安心なまちづくりのために最善の努力を尽くしてまいりますので、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議第41号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

国民健康保険事業は、昭和36年の事業開始以来、国民皆保険制度を支える主要な一翼を担っており、町においてはその円滑な事業運営と財政の健全化に努めているところがありますが、急速な少子・高齢化社会への進展や、加入者の高齢化に伴う医療費の増大、昨今の厳しい経済状況の中で失業者や低所得者が集中するという制度上・構造上の問題など、多くの課題が山積みをしておるところでございます。

平成25年度においては保険給付費が平成24年度比較で16.6%の増となっております。中身を見ますと、これは特定の重症患者がいるからということではなくて、通院、入院、調剤の全てにおいて各給付が増大しているということになっております。

決算額は、歳入総額9億9,245万円、歳出総額9億2,577万円、その差引残額は6,668万円となり、そのうち1,000万円を剰余金処分として基金に積み立てたところでありま

す。  
今後は、医療費適正化に努めるとともに、被保険者皆様の健康維持と疾病予防、健康で安定した生活を送っていただけるよう、保健事業の推進をも強く進めてまいりたいと思います。健康であることが結果的には国民皆保険制度を支える国保事業の安定経営につながるものと考えているところであります。

次に、議第42号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて後期高齢者医療制度が創設をされました。この制度は、75歳以上の方と一定の障がいがある65歳以上の方を加入対象とし、岐阜県内の全市町村が加入する広域連合が資格管理、保険料の賦課、医療給付等を行い、市町村では、申請書の受け付けや保険料の徴収を行っているところであります。

決算額は、歳入総額6,543万円、歳出総額6,530万円となり、歳入歳出差引残額は13万円となりました。この13万円は、出納整理期間中に収納した平成25年度分の保険料でありますので、平成26年度に広域連合へ支払いをするために繰り越しをしております。

次に、議第43号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額1,479万円、歳出総額は1,193万円となり、差引残額は286万円となっております。

次に、議第44号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

平成25年度は、大藪地区では東大藪、楡俣新田、楡俣、福東地区では福東、南波、中郷の管渠工事を行いました。工事延長といたしましては5,684メートルを施工し、全体計画の約75%にまで達しております。

決算額は、歳入総額は6億2,453万円となり、その主なものは、受益者負担金、使用料、国庫支出金、県支出金、繰入金及び町債などであります。歳出総額は6億1,686万円となり、その主なものは、積算業務委託料、工事請負費、浄化センター管理費、公債費であります。差引残額は767万円となりました。

続きまして、条例制定関係でございます。

議第45号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設等の設備及び運営に関する基準を町条例により定めるものであります。

次に、議第46号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の制定、議第47号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をそれぞれ町条例により定めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いいたします。

---

**○副議長（森島正司君）**

日程第6、議第36号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

**○総務課長（兒玉 隆君）**

それでは、議第36号につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第36号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員中1名が任期満了するので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を選任したいので、議会の同意を求める。平成26年9月8日提出、輪之内町長でございます。

今回、同意をお願いいたしますのは、住所は輪之内町里701番地、氏名は浅野武彦氏、生年月日は昭和19年5月20日、任期は、平成26年10月1日から平成29年9月30日まででございます。

固定資産の課税台帳に登録された価格につきまして不服がありました場合、その不服の申し出を審査、決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することになっております。

委員の任期は3年ございまして、この1名の方がこの9月30日で任期満了になりますので、浅野武彦氏を選任したいということで同意を求めるということでございます。

なお、浅野武彦氏につきましては、現在も務めておりまして、2期目をお願いしたいということでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

**○副議長（森島正司君）**

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第36号については直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森島正司君）

異議なしと認めます。

輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、直ちに採決することに決定しました。

これから議第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森島正司君）

異議なしと認めます。

したがって、議第36号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○副議長（森島正司君）

日程第7、議第37号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第37号、一般会計補正予算について御説明申し上げます。

お手元に配付の議案2ページをごらんください。

議第37号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）。平成26年度輪之内町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,720万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,858万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成26年9月8日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

3ページから4ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

続きまして、第2表は臨時財政対策債に係るもので、本年度の普通交付税本算定を経て平成26年度臨時財政対策債の発行可能額が確定をいたしましたので、これに合わせて1,030万円の増額補正をするものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で説明をいたします。



先に歳出補正予算について御説明申し上げます。8ページをお開きください。

款2. 項1. 目4. 文書費の467万3,000円については、社会保障・税番号制度関連4法の成立に伴い、この制度を適正かつ円滑に運用するため、個人情報保護体制整備のため委託業務により事前準備を行うものでございます。具体的には、特定個人情報保護評価（PIA）の実施、輪之内町個人情報保護条例及び同施行規則の改正、個人情報取扱事務台帳の整備、そのほか町独自のマイナンバーを利用すると考えられる事務及びこれらに関連する条例、規則の洗い出し等を行ってまいります。スケジューリングとしては、平成27年10月より番号の付番及び通知、平成28年1月から番号利用開始といったスケジューリングを進めてまいります。

続いて、目12. 諸費の3,000円は、歳入のうち県支出金の自衛官募集事務委託金の配分額が決定され、3,000円増額されたことから、この相当分を印刷製本費として増額するものでございます。具体的には、「広報わのうち」に自衛官採用試験の案内を掲載することから、広報わのうちの印刷製本費の一部として支出するものでございます。

次に、9ページから13ページに及ぶ民生費と衛生費のうち共通する事項として、医療費負担金や扶助費等給付費に対して平成25年度に交付を受けた国庫支出金や県支出金の精算により、その超過交付額をそれぞれに返還するもの、加えて後期高齢者医療広域連合に対して平成25年度に支出した療養給付費負担金や保健事業負担金の精算により、その不足額を追加負担するものをそれぞれ該当する予算科目に計上しております。

具体的には、9ページの款3. 項1. 目2. 障がい者福祉費のうち節23の524万5,000円、目4. 福祉医療費、節23の68万6,000円、10ページの項2. 目1. 高齢者福祉総務費、節19の30万8,000円、節28の2万円、12ページの款4. 項1. 目1. 保健衛生総務費の節23の1,000円でございます。

戻って、9ページをお開きください。款3. 項1. 目1. 社会福祉総務費の48万9,000円は、少子化の要因の一つと考えられる晩婚化、未婚化の対策として、出会いの機会が少ない独身男女に出会いの場を提供するなど、縁結びの支援や相談事業に取り組み、出生率の低下に歯どめをかけようとするもので、婚活サポート事業として輪之内町社会福祉協議会に委託しようとするものでございます。

次に、目2. 障がい者福祉費の節1. 報酬の5万5,000円は、今年度、安八郡3町が共同で安八郡障害福祉計画を作成するに当たり、実効性があるよりよい計画とするため、策定委員会の開催日数を2回追加するものでございます。

次に、11ページをお開きください。款3. 項3. 目1. 児童福祉総務費の180万円は、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象児童数の増による増額でございます。当初予算では、国が示した推計方法により支給対象児童数、推計値を見込んでおりましたが、現状の支給対象児童数と乖離しているため、その差を補うべき180人分を増額するものでございます。なお、この180万円は、その全額が国庫補助金で措置されることになっておりま

す。

次に、目4. 児童福祉施設費、節13. 委託料の160万円は、当初予算積算時には広域入所児童は1名でありましたが、その後に保護者の勤務地の都合等により利用者がふえ、現状では4名増の5名となったことによるものでございます。

次に、12ページをごらんください。款4. 項1. 目2. 予防費の673万8,000円は、平成26年10月1日から水痘ワクチンと高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種は定期接種に加わりますため、予防接種の委託料、予診票や説明書の作成、その他事務経費等をそれぞれ計上しております。なお、水痘ワクチンの予防接種対象者については延べ446人、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種対象者は、325人を見込んでおります。

次に、13ページをお開きください。款4. 項2. 目3. 廃棄物処理施設費の30万円は、去る8月10日の台風11号の襲来により、南波最終処分場の外周を囲むトタンのうち西側、北側、東側のトタンが外れ、さらには支柱も傾いたため、これらを修繕するものでございます。

次に、款5. 項1. 目7. 町民センター管理費の252万6,000円の工事請負費は、既設の地下オイルタンクが老朽化しているため、新たに地上式オイルタンクを設置するものでございます。なお、既設の地下オイルタンクは、砂詰め処理をいたしまして適切な廃止措置をしてまいります。

次に、15ページをお開きください。款9. 項3. 目2. 教育振興費の36万5,000円は、今年度、バレーボールを初めとする中学校の部活動の成績が非常に好成績であります。したがって、郡大会、西濃大会、県大会等への遠征費や参加費がかさんでいることから追加補正をするものでございます。今後も、引き続き一生懸命練習に励まれ、さらなる成果、成績をおさめられることを願うものでございます。

次の奨学金の240万円は、国際クラブからの寄附金を原資として修学に必要な資金を支給するものでございます。金額については、昨年度と同様、1件当たり15万円の16件分を予定しております。

戻って、歳入補正予算について御説明をいたします。

3ページをお開きください。

款13. 項2. 目1. 民生費国庫補助金の180万円は、子育て世帯臨時特例給付金の財源として国から受ける交付金でございます。

次に、4ページをお開きください。款14. 項3. 目1. 総務費委託金の3,000円は、自衛官募集事務委託金として、広報わのうちの印刷費の一部として受け入れる委託金でございます。

次に、款16. 項1. 目3. 教育費寄附金の240万円は、国際クラブから寄附を採納するものでございます。

次に、前後しますが、7ページの款20. 項1. 目1の総務費債の1,030万円は、冒頭の議

案、第2表で説明いたしましたとおり、普通交付税の本算定を経て、平成26年度臨時財政対策債の発行可能額が確定したことを受け、これに合わせるものでございます。

最後に、6ページの款18.項1.目1.繰越金でございますが、歳入歳出全体を調整するため、1,270万6,000円を計上するものでございます。

以上で、議第37号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○副議長（森島正司君）

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「議長」の声あり）

○副議長（森島正司君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

1つだけお尋ねをしたいと思うんですが、社会福祉総務費で今回補正の中で婚活サポート事業というのが出されておりますけれども、町の1万人に早くになりたいとか、世間で言われております少子・高齢化ということで、未婚の男女が非常に多くなっておる傾向があるということでこの事業を推進されたいということであろうかと思うんですが、今の時期に補正でこれを取り上げる大きな理由というのは何があるかなということと、それがなぜ社会福祉協議会へ委託をするのかと。これは商工会のほうでも若干意見を聞いたことがあるんですが、連合会のほうでもこんなような事業もなされておるといことであると思うんですが、それであるならば、商工会のほうはこちらのほうには明るいので、社協よりも、むしろそちらのほうと協力、考えを同じくして推進されたほうがより効果が上がるのではないかと、なぜ社協に委託をかけるのかということもちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長（森島正司君）

福祉課長 田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

ただいまいただきました質問ですが、まずこの時期になぜ補正かという御質問ですが、実は県のほうがこの婚活ですとか少子化に対する事業を本年度展開しております、その中で、そういった広域的なシステムのソフトを今検討しております。輪之内町におきましても、この県のシステムに歩調を合わせるといいますか、そういった形で進めていくということに当たりまして、今回、補正で輪之内町においても婚活サポートを積極的に進めたいと、その県の事業に歩調を合わせたという形での内容でございます。

また、社協への委託の御質問でございますが、議員さんが御指摘のとおり、商工会のほうで以前このような活動をしてみえたというお話はお聞きしております。今回の事業

をさせていただくに当たりましても、商工会のほうとは密に連絡をとり、社協の委託ではございますが、商工会とも協力するという体制をつくってこの事業を展開していきたいと、そのように考えております。以上です。

○副議長（森島正司君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○副議長（森島正司君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第37号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森島正司君）

異議なしと認めます。

したがって、議第37号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

○副議長（森島正司君）

日程第8、議第38号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

○調整監兼住民課長（岩津英雄君）

それでは、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案の6ページをお開きください。

議第38号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成26年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億104万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月8日提出、岐阜県安八郡輪之内町長ということでございまして、7ページ、8ページには補正の款

項別の表示がされておりますが、詳細については事項別明細書にて御説明申し上げます。  
事項別明細書の4ページをお開きください。

歳出、款10.項1.目3.償還金、節23.償還金、利子及び割引料169万8,000円を追加する  
ものでございますが、これにつきましては、平成25年度の退職者医療に対する療養給付  
費の交付金が確定いたしました。それに伴いまして、その追加分を返還するものでござ  
います。

次に、3ページをお開きください。

歳入、歳出の返還金の財源として療養給付費交付金繰越金を同額充当するものでござ  
います。

以上で御説明を終わります。審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○副議長（森島正司君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（森島正司君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第38号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、  
文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（森島正司君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第38号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
2号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

**○副議長（森島正司君）**

日程第9、議第39号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1  
号）についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

**○福祉課長（田中久晴君）**

それでは、議第39号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1  
号）について御説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

議第39号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成26

年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,002万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年9月8日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

次の10ページ、11ページは、ただいまの第1表、歳入歳出予算補正ですが、款項別の補正予算が示されたもので、その詳細については事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。4ページをお開きください。歳出から説明をさせていただきます。

款2.項1.目1.後期高齢者医療広域連合納付金2万円を追加するものです。この2万円は、平成25年度保健事業費負担金の確定に伴い、その精算金を補うものでございます。

続いて歳入でございますが、3ページをお開きください。

一般会計の補正予算で説明がありましたが、一般会計の繰り出し支出を受けるものでございまして、款4.項1.目1.一般会計繰入金2万円、一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長（森島正司君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○副議長（森島正司君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第39号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森島正司君）

異議なしと認めます。

したがって、議第39号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

○副議長（森島正司君）

日程第10、議第40号 平成25年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから  
日程第14、議第44号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳  
出決算の認定についてまでを一括議題とします。

会計管理者に説明を求めます。

加藤智治君。

#### ○参事兼会計管理者（加藤智治君）

それでは、議第40号から議第44号まで一括で説明させていただきます。

説明につきましては、町長の提案説明の中に決算の内容がございましたので簡単に説  
明したいと思います。よろしくお願ひいたします。

お手元に配付の平成25年度輪之内町一般会並びに特別会計歳入歳出決算書をごらんく  
ださい。

1 ページの中段をごらんください。上記決算審査をいたしましたところ相違ないもの  
と認めたので地方自治法第233条第3項により町議会の認定に付します。平成26年9月  
8日、輪之内町長。

それでは、順次説明させていただきます。

平成25年度輪之内町一般会計歳入歳出決算書。歳入金としまして40億6,901万2,290円、  
歳出金37億9,290万1,708円、歳入歳出差引残金2億7,611万582円、翌年度繰越金としま  
しては2億7,160万9,082円であります。

右側の調書の中にございます4番をごらんください。翌年度へ繰り越すべき財源とし  
まして、繰越明許費繰越額で450万1,500円を計上しております。実質収支額としまして  
は、先ほど申しました2億7,160万9,082円であります。

次のページをごらんください。歳入から御説明申し上げます。

款1の町税でございます。町税につきましては、主要な町税4税がございます。調定  
額14億9,797万9,954円に対しまして、収入済額14億1,596万7,735円、これは収入割合と  
いたしましては、94.5%の収入割合となっております。

以下、地方譲与税から次のページの款10.交通安全対策特別交付金につきましては、  
調定額を100%収入しております。

5ページの款11.分担金及び負担金についてであります。調定額に対しまして収入  
済額は99.5%でございます。

次の款12.使用料及び手数料につきましては、99.9%の収入割合でございます。

以下、また100%収入しております。

次のページをごらんください。款19の諸収入であります。これにつきましては調定  
額に対しまして97.7%収入しております。

款20の町債につきましては、4億1,180万円を発行しております。

歳入合計、調定額41億5,380万7,509円に対しまして、収入済額40億6,901万2,290円の

収入となっております。不納欠損額は317万8,176円、収入未済額としましては8,161万7,043円でございます。97.96%の収納割合でございました。

次のページをごらんください。歳出に入ります。

議会費としましては、予算に対しまして執行率は98.7%でありました。

総務費につきましては94.5%の執行率です。

民生費につきましては96.2%の執行率になっております。

衛生費につきましては94.76%であります。

農林水産業費につきましては96.3%。

商工費につきましては96.8%。

土木費につきましては98.1%であります。

めくっていただきまして、消防費につきましては91.4%。

教育費につきましては96.4%。

公債費としましては1億7,033万5,862円を返済しております。

予備費につきましては、支出はございません。

歳出合計としまして、予算現額39億8,102万6,000円、支出済額37億9,290万1,708円あります。翌年度繰越額としましては3,408万500円でございます。不用額としまして1億5,404万3,792円、95.3%の執行率であります。

次に、81ページをごらんください。

平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書について御説明申し上げます。歳入金9億9,245万5,843円、歳出金9億2,576万7,500円、歳入歳出差引残金6,668万8,343円、うち翌年度繰越金としまして5,668万8,343円、基金繰入金としまして1,000万円であります。

次のページをごらんください。歳入の御説明を申し上げます。

国民健康保険税につきましては、調定額3億2,534万7,126円に対しまして収入済額は2億4,612万4,342円で、75.6%の収入割合となっております。不納欠損額は64万4,700円、収入未済額は7,857万8,084円でございます。

以下につきましては、調定額を100%収入しております。

次のページをごらんください。一番下の歳入合計といたしましては、調定額10億7,167万8,627円、収入済額9億9,245万5,843円でありました。不納欠損額は64万4,700円、収入未済額が7,857万8,084円、92.6%の収入割合でございました。

歳出のほうに入ります。次のページをごらんください。

総務費につきましては、予算に対しまして支出済額、執行率は94.9%でございます。

保険給付費につきましては97%でございます。

後期高齢者支援金につきましては99.5%。

それから、前期高齢者納付金につきましては62.8%。



老人保健拠出金につきましては45.8%。

介護納付金につきましては99.2%。

それから、共同事業拠出金につきましては92.8%。

保健事業費につきましては88.1%の執行率でございます。

公債費につきましては、支出はございませんでした。

諸支出金につきましては87.2%でございます。

予備費につきましては、支出はありません。

歳出合計といたしまして、予算現額9億5,990万4,000円に対しまして支出済額9億2,576万7,500円、執行率といたしましては96.4%ございました。

次に、111ページをごらんください。

平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について説明申し上げます。歳入金6,543万6,929円、歳出金6,530万6,429円、歳入歳出差引残金13万500円、うち翌年度繰越金13万500円でございます。

歳入のほうの御説明を申し上げます。113ページをごらんください。

款1の後期高齢者医療保険料につきましては、調定額3,747万3,350円に対しまして収入済額は3,740万3,250円であります。収入未済額は7万100円となっております、収入割合としましては99.8%収入いたしました。

以下につきましては、100%収入しております。

歳入合計としまして、調定額6,550万7,029円に対しまして収入済額6,543万6,929円で、99.9%収入しております。

次のページをごらんください。

歳出につきましては、総務費、執行率は92%であります。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては99.1%であります。

保健事業費につきましては93.7%。

諸支出金につきましては62.9%の執行率であります。

予備費につきましては、支出はございません。

歳出合計、予算に対しまして支出済額合計が6,530万6,429円あります。98.4%の執行率でありました。

次に、123ページをごらんください。

平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算書。歳入金1,479万5,249円、歳出金1,193万3,129円、歳入歳出差引残金286万2,120円、翌年度繰越金286万2,120円あります。

次の歳入、125ページをごらんください。

これにつきましては、調定に対しまして収入済額は、100%収入しております。収入済額合計は1,479万5,249円となっております。

次のページをごらんください。

歳出につきましては、総務費としまして67.7%の執行率であります。

児童発達支援事業費につきましては97.3%の執行率です。

予備費の支出はございません。

歳出合計としましては、予算現額1,236万8,000円に対しまして支出済額1,193万3,129円で、96.5%の執行率でありました。

次に、133ページをごらんください。

平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の説明を申し上げます。歳入金6億2,453万8,032円、歳出金6億1,686万6,060円、歳入歳出差引残金767万1,972円、翌年度繰越金767万1,972円であります。

135ページをお開きください。歳入から説明申し上げます。

分担金及び負担金につきましては、調定額に対しまして収入済額は82.5%収入しております。

次の使用料及び手数料につきましては、97.9%の収入割合でございます。

以下につきましては、100%収入しております。

次のページをごらんください。町債につきましては、1億6,500万円の借り入れを行っております。

歳入合計としまして、調定額6億3,319万9,592円に対しまして収入済額6億2,453万8,032円でありまして、98.6%の収入割合となっております。

次のページをごらんください。歳出の説明をいたします。

公共下水道費としましては、予算に対しまして支出済額の割合は94.6%の執行率であります。

公債費につきましては98.8%でございます。1億8,942万7,473円を償還しております。

予備費につきましてはありません。

歳出合計としまして、予算現額6億4,596万7,000円に対しまして支出済額6億1,686万6,060円となっております。95.5%の執行率でありました。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○副議長（森島正司君）**

決算説明書に対する説明はないんですか。

**○参事兼会計管理者（加藤智治君）**

ここでは、毎年これだけで説明しておりまして、例年委員会に付託されておりますので、そちらのほうは委員会のほうで説明しております。

**○副議長（森島正司君）**

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者なし)

○副議長（森島正司君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第40号から議第44号までについては、8人の委員で構成する平成25年度決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（森島正司君）

異議なしと認めます。

したがって、議第40号から議第44号までについては、8人の委員で構成する平成25年度決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○副議長（森島正司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど会計管理者のほうから、予算の説明について特別委員会に付託されるので、そちらのほうで御説明しますという話がありましたが、特別委員会の設置については、その時点でまだ決まっておられません。したがって、そのことについての釈明を会計管理者から求めたいと思っております。

○参事兼会計管理者（加藤智治君）

委員会付託というのはまだ決まっておられません、例年委員会のほうに付託をされまして、そちらのほうで説明させてもらっておりますということで、そちらのほうで説明するという旨のことを申し上げたつもりであります。以上です。

○副議長（森島正司君）

何か御意見がありましたら。

(「議長」の声あり)

○副議長（森島正司君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

例年はそうであっても、今の段階では今の議長が説明されたとおりなので、例年だからやりませんかとかやりますという話は、その時点では発言としては不適當だと思うんで

すが、そういう意味で今の発言の訂正を求めたというふうに私は理解しておるんですが。

○副議長（森島正司君）

暫時休憩して、法的にどうなるかということ事務局のほうで調べていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

暫時休憩します。

（午前10時39分 休憩）

（午前10時39分 再開）

○副議長（森島正司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました平成25年度決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森島正司君）

異議なしと認めます。

したがって、平成25年度決算特別委員会の委員は、お手元に配付いたしましたとおり選任することに決定しました。

平成25年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○副議長（森島正司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成25年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長は森島正司、副委員長は上野賢二君です。

これで報告を終わります。

---

○副議長（森島正司君）

日程第15、議第45号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第16、議第46号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第17、議第47号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを一括議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

それでは、議第45号から議第47号までを一括で御説明させていただきます。

議案書の13ページをお開きください。

まず初めに、議第45号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。平成26年9月8日提出、輪之内町長。

本条例の制定は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設などの設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして、条を追って御説明申し上げます。

まず1条におきましては、条文の趣旨として、子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める旨を表記しております。

第2条では、小学校就学前子供ほか21項目の用語の定義を定めております。

16ページになりますが、第3条は、特定教育・保育施設などは、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境がひとしく確保されるよう一般原則を定めております。

第4条では、特定教育・保育施設の利用定員を定めております。

第5条では、特定教育・保育施設は、支給認定保護者に対し運営規程の概要、職員の勤務体制などの内容及び手続の説明及び利用申込者の同意を得なければならないこと等、その方法について定めています。

第6条では、特定教育・保育施設は、利用申し込みに対し正当な理由がない場合は、提供拒否を禁止することについて定めております。

第7条では、特定教育・保育施設は、町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならないことを定めています。

第8条では、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証によって受給資格などの確認することを定めています。

第9条では、特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合、支給認定の申請に係る援助をすることについて定めています。

第10条、特定教育・保育施設は、支給認定子供の心身の状況、環境、利用状況などの把握に努めなければならないことを定めております。

第11条では、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際し、小学校などとの連携に努めなければならないことを定めております。

第12条では、特定教育・保育施設は、教育・保育の提供日などの記録をしなければならないことを定めております。

第13条では、特定教育・保育施設に係る利用者負担額などの受領について定めています。

23ページになりますが、第14条では、特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者へ行う額の通知などについて定めています。

第15条では、特定教育・保育施設は、施設の区分や小学校就学前子供の心身の状況などに応じて特定教育・保育の提供を適切に行うよう、特定教育・保育の取扱方針について定めています。

第16条では、特定教育・保育施設は、特定教育・保育に関する評価などを行い、改善を図らなければならないことを定めています。

第17条では、特定教育・保育施設は、支給認定子供またはその保護者に対し必要な助言、その他の援助を行わなければならないことを定めています。

第18条では、特定教育・保育施設の職員は、支給認定子供に関する緊急時にとらなければならない対応について定めております。

第19条では、特定教育・保育施設は、支給認定子供の保護者に不正行為などがあった場合に行う町長への通知について定めています。

第20条では、特定教育・保育施設は、施設の目的及び運営の方針のほか、10項目に関する運営規程について定めております。

第21条では、特定教育・保育施設は、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制の確保などについて定めています。

第22条では、特定教育・保育施設は、災害等やむを得ない事情がある場合を除き、定員を遵守しなければならないことを定めています。

第23条では、特定教育・保育施設は、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担に関する事などの重要事項を掲示しなければならないことを定めています。

第24条では、特定教育・保育施設は、支給認定子供の国籍、信条、社会的身分などにより差別的取り扱いをしてはならないことを定めています。

第25条では、特定教育・保育施設の職員の支給認定子供に対する虐待などの禁止について定めております。

第26条では、特定教育・保育施設の管理者は、懲戒に関して身体的苦痛を与え、人格を辱めるなど、その権限を濫用してはならないことを定めています。

第27条では、特定教育・保育施設の管理者等は、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならないなど、秘密の保持について定めています。

第28条では、特定教育・保育施設は、支給認定保護者が適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、情報の提供を行うよう努めなければならないことを定めています。

第29条では、特定教育・保育施設の職員等に対し、特定教育・保育施設を紹介することの対償として金品、その他の財産上の利益の供与などしてはならないことを定めています。

第30条では、特定教育・保育施設は、保護者などからの苦情対応と記録を保持することについて定めています。

第31条では、特定教育・保育施設は、地域との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めることについて定めています。

第32条では、特定教育・保育施設は、事故発生の防止及び発生時に対応しなければならないこと等について定めています。

第33条では、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計とその他の事業の会計と区分することを定めています。

第34条では、特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備することと保存期間等について定めています。

第35条では、特定教育・保育施設は、支給認定子供に対し特別利用保育を提供する場合の基準の遵守について定めています。

第36条では、特定教育・保育施設が支給認定子供に対し特別利用教育を提供する場合の基準の遵守について定めております。

第37条では、特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業等の利用定員について定めております。

第38条では、特定地域型保育事業者は、運営の規程の概要、連携施設など、職員の勤務体制、利用者負担などの内容及び手続の説明及び利用申込者の同意を得なければならないことと、その方法について定めています。

第39条では、特定地域型保育事業者は、利用申し込みに対し、正当な理由がない場合に提供拒否を禁止することについて定めています。

第40条では、特定地域型保育事業者は、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならないことを定めています。

第41条では、特定地域型保育事業者は、支給認定子供の心身の状況等の把握に努めなければならないことを定めています。

第42条では、特定地域型保育事業者は、幼稚園、または保育所などの連携施設を適切に確保しなければならないことを定めています。

第43条では、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額等の支払いを受けることを定めています。

第44条では、特定地域型保育事業者が行う小学校就学前子供の心身の状況等に応じた特定地域型保育の取扱方針を定めています。

第45条では、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の質の評価を行い、改善を図

らなければならないことを定めています。

第46条では、特定地域型保育事業者は、事業の目的及び運営の方針のほか10項目の運営規程について定めています。

第47条では、特定地域型保育事業者は、事業所ごとに職員の勤務体制を確保することなどを定めています。

第48条では、特定地域型保育事業者は、災害等やむを得ない事情がある場合を除き定員を遵守しなければならないことを定めています。

第49条では、特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備することと保存期間等について定めています。

第50条では、特定地域型保育事業者において第8条、受給資格等の確認、第9条、支給認定の申請に係る援助、第11条、小学校等との連携、第12条、教育・保育の提供の記録、第14条、施設型給付等の額に係る通知等、第17条、相談及び援助、第18条、緊急時等の対応、第19条、支給認定保護者に関する町長への通知、第23条、掲示、第24条、支給認定子供を平等に取り扱う原則、第25条、虐待等の禁止、第26条、懲戒に係る権限の濫用禁止、第27条、秘密保持等、第28条、情報の提供等、第29条、利益供与等の禁止、第30条、苦情解決、第31条、地域との連携等、第32条、事故発生の防止及び発生時の対応、第33条、会計の区分を準用する規定を定めています。

第51条では、特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合に遵守しなければならない基準について定めています。

第52条では、特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合に遵守しなければならない基準について定めています。

以上で、議第45号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明とさせていただきます。

#### ○副議長（森島正司君）

福祉課長、説明の仕方ですけれども、どういうことを決めておるかということはこれを見ればわかることですので、この条例の制定の趣旨、それから新しく実施しようとしている保育事業の形態、こういったことを説明していただきたいと思います。第何条には何が書いてあるということは見ればわかることですので、内容についてわかるような説明をお願いしたいと思います、これ以降の分について。

委員会付託の予定ですので、各条ごとの説明は不要ですので、全体的なこの条例の必要性というものを説明していただければ結構かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

（発言する者あり）

#### ○副議長（森島正司君）

趣旨だけ申し上げます。

#### ○福祉課長（田中久晴君）



続きまして、議第46号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。平成26年9月8日提出、輪之内町長ということで、45ページからになります。

本条例の制定は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、輪之内町家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

第1条の趣旨、書いてございますとおりでございます。以下、この条例につきましては、46ページの目次でございますように、第1章総則から家庭的保育事業の内容、家庭的保育事業につきましては、第3章、第4章、第5章にありますとおり、小規模保育事業、それと居宅訪問型保育事業、それから事業所内保育事業と、こういった事業に分かれております。こういった事業所を輪之内町内で設ける場合、町の条例においてその設備運営に関する基準が必要となるということになりまして、今回の条例の制定ということになります。

続きまして、74ページでございますが、議第47号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。平成26年9月8日提出、輪之内町長ということで、今回、この条例の制定でございますが、こちらも児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を町の条例で定めなくてはならないということになりまして、今回の提案となっております。

条例の中身は、先ほどの内容と同じようでございます。放課後児童教室、健全育成事業を行うための設備ですとか人員、その他基準となるべきをこの条例で定めるものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

**○副議長（森島正司君）**

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

**○副議長（森島正司君）**

6番 田中政治君。

**○6番（田中政治君）**

いろいろ説明をいただきましたんですが、ちょっと私、無知なのでよくわかりませんが、例えば家庭的保育事業とは簡単に言ったらどういうものかとか、小規模保育事業とは簡単に言ったらどういうものかとか、それから特定教育とは何を指すものかとか、そういった頭に係る言葉についての意味を簡単に結構なんで、中身についてはよく

読めばわかるところもあるかもしれませんが、わからんところはまた後で聞くということで結構なんです、その頭にかぶっておる言葉の意味だけはちょっと理解しておきたいので教えていただきたいと思います。

○副議長（森島正司君）

福祉課長 田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

頭につくものということで、特定教育・保育施設という特定教育というのは、今まで保育に欠けて保育園に入る方は保育施設の対象ということになりますし、それから特定教育というのは輪之内町にはございませんが、保育に欠けない子で幼稚園に行ってみえる方も見えますけれども、そういった幼稚園関係が対象になる内容になります。

それから、特定地域型保育事業というのは輪之内町にはございませんが、今まで保育園というのは県の認可とか、そういう形になりますが、自治体のほうで認可をされる、このような施設が対象になります。

それから家庭的保育事業ということでございますが、今言いました特定教育・保育施設というのは定員20名以上の施設が対象になりますが、議第46条の家庭的保育事業等というのは定員が20名未満の施設が対象になりまして、先ほどいろいろ施設がありましたけれども、そういった少ない定員の施設ということで、輪之内町にはその対象はございませんが、どちらかという、民とかのちょっとした小さい保育施設、そういうものは今までは特に認められていませんでしたが、そういうものも認められるというような内容でございます。

それから、最後に放課後児童健全育成という形ですが、これは御存じのとおり、輪之内町には留守家庭児童教室というのが3校で行われております。これが該当いたします。以上です。

○副議長（森島正司君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（森島正司君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第45号から議第47号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（森島正司君）

異議なしと認めます。

したがって、議第45号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の制定について、議第46号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第47号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

### ○副議長（森島正司君）

日程第18、請願第1号 規制改革案に関する請願についてを議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表、請願書の写しのとおり提出されております。

紹介議員の森島光明議員より説明があれば許可します。

森島光明君。

### ○8番（森島光明君）

それでは、去る6月30日、請願の紹介議員となりましたので、この内容について御説明をいたします。

規制改革案に関する請願書ということで、請願者は、西美濃農業協同組合、代表理事組合長 坂英臣氏、住所は、岐阜県大垣市東前町955-1であります。

請願の趣旨は、政府の規制改革会議は、自由民主党の改革案を踏まえ平成26年6月13日に「規制改革に関する第2次答申」を安倍総理に答申した。このうち「農業協同組合の見直し」では、【単協が行う信用事業に関して、農林中央金庫などに信用事業を譲渡し、単協に農林中央金庫などの支店を置くか、または単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式】の活用の推進を図るとしている。

単協が現在行っている信用事業で窓口代理業務による手数料だけになった場合、JAの収益が低下することは明らかで、資金運用のメリットがなくなるため、地域の農業や暮らしをよくしようとする手だてがなくなります。

また、営農の事業水準を維持（施設の改築・改修・維持）するために、費用の不足分を購買・販売手数料、さらにはカントリーなどの利用料を高くして補填するような動きが出たら本末転倒です。

今後、この答申が政府の決定として断行されれば、前述のほか各生産者部会や女性部活動の支援、中山間地域で生活する老人への食糧供給支援など、組合員はもちろんのこと、地域住民への営農や生活に関するサービスの低下につながり、輪之内町の農業・農村に多大な影響を与えることとなります。

また、組合員のあり方について【農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用については、一定のルールを導入する方向で検討する】としている。

単協の経営は、減少する正組合員の利用を増加する准組合員で補っていることから、

准組合員の利用を制限することは単協の経営規模縮小につながり、輪之内町の農業・農村に多大な影響を与えることとなります。

以上の観点から、当JAの組合員並びにJA利用者は、みずからの営農と生活に支障が来すとして、1万6,000名を超える要請書を提出、また、6月21日に開催した総代会においては「規制改革案に関する特別決議」を採択するに至っています。

よって、農業振興並びに農村社会を含めた地域の活性を維持するため、下記事項の実現を強く求めるということで、請願事項では、単協が営む信用事業の農林中央金庫などへの移行については、単協みずから判断できる制度とすること。2. 准組合員の事業利用に制限を設けないことという趣旨で請願が出されました。

また、お手元に意見書も添付されておりますが、ぜひとも請願を採択され、このような意見書を提出していただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

**○副議長（森島正司君）**

質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第1号については、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（森島正司君）**

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 規制改革案に関する請願については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

**○副議長（森島正司君）**

日程第19、発議第1号 規制改革案に関する意見書についてを議題とします。

提案者から説明を求めます。

森島光明君。

**○8番（森島光明君）**

それでは、御説明いたします。

発案書。

発議第1号 規制改革案に関する意見書について。規制改革案に関する意見書についてを次のとおり発案する。平成26年9月8日提出。提出者、輪之内町議会議員 森島光明、賛成者、輪之内町議会議員 田中政治。輪之内町議会議員 小寺強様。

規制改革案に関する意見書につきましては、先ほどの規制改革案に関する請願の内容とほぼ同じでございます。そこで、その実現に向けて、単協が営む信用事業の農林中央金庫などへの移行については、単協みずから判断できるように、そういう制度にするということ、それから准組合員の事業利用に制限を設けないこと。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出します。平成26年9月8日、岐阜県安八郡輪之内町議会。内閣総理大臣 安倍晋三様、農林水産大臣 西川公也様、衆議院議長 伊吹文明様、参議院議長 山崎正昭様。

以上でございますが、この規制改革の中で農協改革につきましては、6月の岐阜県議会の定例会で農協改革については性急で容認できぬというような趣旨で、再検討していただきたいという意見書が可決され、安倍晋三氏らに提出することを決めております。

以上で説明を終わります。

**○副議長（森島正司君）**

ただいま意見書の説明がございましたが、質疑ありますか。

（挙手する者なし）

**○副議長（森島正司君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第1号については、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（森島正司君）**

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 規制改革案に関する意見書については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

**○副議長（森島正司君）**

お諮りします。

ただいま各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（森島正司君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第37号から議第47号まで、請願第1号及び発議第1号については、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長及び

決算特別委員長は、9月19日に委員長報告をお願いいたします。

---

○副議長（森島正司君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

定例会最終日は午前9時までに御参集をお願いします。

本日は大変御苦労さまでした。

（午前11時20分 散会）

平成26年9月8日開会 第3回定例輪之内町議会

第2号会議録 第12日目

平成26年9月19日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 仮議長の選挙

日程第3 一般質問

日程第4 議第37号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）

日程第5 議第38号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議第39号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議第45号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第8 議第46号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第9 議第47号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第10 請願第1号 規制改革案に関する請願について

日程第11 発議第1号 規制改革案に関する意見書について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成26年第3回定例町議会付託事件）

日程第12 議第40号 平成25年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議第41号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議第42号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議第43号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 議第44号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎平成25年度決算特別委員会委員長報告

（平成26年第3回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16までの各事件



○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	5番	浅野利通
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（1名）

4番 小寺 強

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	西松敏夫
参事兼 会計管理者	加藤智治	調整監	加納孝和
調整監兼 住民課長	岩津英雄	総務課長	兒玉 隆
経営戦略課長	荒川 浩	税務課長兼 会計室長	田中 実
福祉課長	田中久晴	産業課長	中島 智
建設課長	高橋博美	教育課長	松井 均
危機管理課長	森島秀彦		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

○副議長（森島正司君）

ただいまの出席議員は8名であります。小寺議長から欠席届が出ております。  
議員定足数に達しておりますので、平成26年第3回定例輪之内町議会第12日目は成立いたしました。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

○副議長（森島正司君）

日程第1、諸般の報告を行います。  
総務産業建設常任委員長から、議第37号及び請願第1号並びに発議第1号についての審査報告がありました。  
次に文教厚生常任委員長から、議第37号、議第38号、議第39号及び議第45号から議第47号についての審査報告がありました。  
次に平成25年度決算特別委員長から、議第40号から議第44号までについての審査報告がありました。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

○副議長（森島正司君）

日程第2、仮議長の選挙を行います。  
お諮りします。  
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思っております。御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○副議長（森島正司君）

異議なしと認めます。  
選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りします。  
指名の方法については議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○副議長（森島正司君）

異議なしと認めます。  
したがって、議長が指名することに決定しました。  
仮議長に森島光明君を指名いたします。  
お諮りします。

ただいま議長が指名しました森島光明君を仮議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(森島正司君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました森島光明君が仮議長に当選されました。

---

○副議長(森島正司君)

日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は原則として3回までとします。執行部におかれましても、この3回以内で質問に対する的確な答弁をしていただくようお願いいたします。

6番 田中政治君。

○6番(田中政治君)

おはようございます。

発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず、1番目に環境にもっと優しくということで、今夏は7月が猛暑、8月は大雨、異常気象であります。9月に入り、朝夕は涼しく、秋の気配を感じ、過ごしやすい季節になってきました。

幸いにも輪之内町には大きな災害もなく、土砂災害で甚大な被害を受けられた広島市を初め多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、昨年9月の定例議会一般質問において町の管理している道路にある植え込みを初め道路、水路、河川、耕作放棄地のような農地、企業の所有している荒れ放題の土地等に対し、適正な管理をしていただけるように指導しやすくするために環境美化条例の制定について提案をさせていただきました。

ちょうど1年様子を見守ってきましたが、一向に改善する気配もなく、答弁にあった(仮称)「美しい町づくり景観基本条例」的なものが考えられるが、その前に住民の皆さんの理解と協力が得られなければ制定した条例が形骸化してしまうおそれがあり、住民意識がそういう方向にきちっとまとまるのが大事だと述べられました。

では、輪之内町ポイ捨て等防止条例が平成11年4月より施行されました。第1条の(目的)から第16条(罰則)まできちっと決められていますが、住民の理解のもと、守られていますか。形骸化とまでは言いませんが、必ずしも条例によりモラルの向上がなし得られているとは言えないのではないのでしょうか。

清潔なまちづくり推進指導員さんには大変努力をいただいているわけですが、空き缶、ごみ袋、犬のふん害等が多い現状だと思います。

以上のことから、①条例は、どのように住民に理解されていると思われますか。毎年7月の第4日曜日はごみゼロの日と決め、環境美化運動が町内全域で実施されていますが、継続的なモラル向上に結びついていると思われますか。

②条例に基づき、指導及び助言、勧告及び命令はされたことがありますか。

③第5次総合計画、第1章、環境にもっと優しいまちづくりの中で、景観、環境・環境美化、環境保全について現況と課題、今後の方向性が提案されていますが、どのようにお考えですか。

次に、第2番目といたしまして輪之内町防火訓練についてをお尋ねいたします。

平成26年8月31日（日曜日）朝7時20分から、町長から防災行政無線により非常時における心構え等の話があり、訓練が開始されました。

訓練想定は、8月30日から西濃地区を中心に局地的な大雨が降り、輪之内町においては時間雨量100ミリ、24時間では250ミリを記録し、大樽川では内水被害が発生し、8月31日には南海トラフを震源とした地震が発生し、当町では震度6弱を計測し、当町では死者、要救護者の発生、建物の倒壊、液状化現象による道路の損壊、火災の発生、堤防の損壊、さらに断続的に震度5強の余震、本当にこんなことが同時に発生したら、今回のような訓練でよいのだろうか。

1次避難所へはどんなとき、2次避難所へはどんなとき、それを住民に確実に伝える方法は、朝・昼・夜、時間帯もある、停電、暗闇、もうパニックだろう。

輪之内町防災行政無線、戸別受信機は、重要な確実な情報伝達方法だろうと思います。また、屋外にある拡声子局についても活用する方法があると聞いております。緊急時は、確実な情報の提供が第一に行わなければならないと思います。

以上のことにより質問いたします。

1. 防災行政無線、戸別受信機の普及状況は、また故障等の確認状況は。

2. 屋外拡声子局の使用による地区情報の発信の方法は誰がやるのか、その方法を区長さんが知ってみえるのか。

3番目、大吉新田で取得した防災用地の動向はどうなっているか。

以上、お尋ねをいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○副議長（森島正司君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

おはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

それでは、ただいまの田中政治議員の御質問にお答えいたします。

2点いただいております。まず、第1点目の環境にもっと優しくという点についてお答えをいたします。

輪之内町は、揖斐・長良の二大河川に挟まれた肥沃な農地が広がり、自然が豊かで、

古来より稲作を主要産業の一つとして発展した町であり、現在では工場進出等により都市型の土地利用もなされていることは御承知のとおりであります。

稲作の現状を見てもみますと、田畑の再ほ場整備の進展に伴い、早植えは4月の下旬から5月初旬に始まり、6月には普通植え、7月にかけて飼料米の田植えが行われ、豊かな地域というものを際立たせておる、そんな風景になってきております。

一方では、作物の生育を妨げる雑草も気温の上昇とともに生い茂ってまいります。これは今も昔も変わりません。この豊かな自然環境を維持したいため、当町では中江川、中西江川、輪中堤の草刈りを、また農地に隣接する道路・水路の草刈りを農業者の手によって行われてまいりました。

他方、国勢調査によれば昭和45年の人口は7,469人であったものが、40年後の平成22年には1万28人まで当町の人口はふえてまいりました。それに反比例するように農業者の人口が激減をしております。このため、この環境は農業者だけでは維持することが非常に難しい状況になっております。このまま放置しておいては自然豊かな農村の環境や景観を維持することが難しい、これは全国的にそういう傾向はあるわけですが、そんな地域の現状を深刻に受けとめた国が平成19年度に農地・水・環境保全向上対策事業というものを全国に広げていった経緯がございます。当町でもこの事業を取り入れて、農業者ばかりではなく、地域住民を巻き込んだ協働活動として、農村環境、景観の保全に積極的に取り組んでいるところであります。

今年より多面的機能支払交付金と名称を変え、なおかつ今年6月に成立した農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が平成27年4月から施行されることに伴い、法律に基づく安定的な制度になることになっております。農村の環境、景観の保全は、我が町、輪之内町だけではなく、中山間地を初めとする農村地帯、全国津々浦々に至る課題となっていることを御理解いただきたいと思います。

さて、御質問のポイ捨て等防止条例はどのように住民に理解されているかという点についてであります。平成11年4月に条例が施行され、はや16年目を迎えております。この中で、例年7月の第4日曜日をごみゼロの日と定め、環境美化並びにその啓発及び推進に努めているところであります。

現状を見てもみますと、ほとんどの地域では多面的機能支払交付金の事業活動の一環として年間行事化しており、町民の皆様には一定の御理解をいただいているものと考えております。

また、この条例に基づく指導助言というのは幾つかあろうかと思いますが、今のところ、勧告及び命令までには至っておりません。

次に、第5次総合計画に掲げる環境分野に対する見解についてお尋ねがございました。既に御承知のとおり、第1章「環境にもっとやさしいまちづくり」の中に、「景観」「環境・環境美化」「環境保全・公害」に関する現況と課題、そして今後の方向性等を

掲げております。言わずもがなであります、この分野は、住民の生活に密着している分野でありますので、その重要性の認識については田中議員と見解を異にするものではないかと考えております。

そもそも総合計画というのは政策的要素を盛り込んだ行政が執行すべき政策の体系化であり、自治体の行うことの全体を統括する政策全体の町民、議会、首長、職員間の認識の共有だと考えております。さらに、その認識の共有のもとで協働を実践することによって初めてその効果が出てくるものと認識をしております。

そういう意味から申しますと、住民の生活に密着している環境という分野は、住民の皆様がきれいな町にしようという意識と、ごみは決まった手続によりきちんと処理しよう、ごみが周りに落ちていたら拾おうと、そういった小さな実践の積み重ね、そして行政側として行う「景観」「環境・環境美化」「環境保全・公害」の各種施策が一体となったときに、その効果があらわれてくるものだと考えております。ある意味、基本的な部分であり、きれいごととおっしゃるかもしれませんが、事の真髄というのは、やはり基本に忠実であるべきだと私は考えております。

先ほども述べましたけれども、私ども行政側も、環境の諸問題については地域一丸となって環境並びに景観の保全に真正面から取り組んでまいりたいと考えております。

継続は力なりであります。議員におかれましても、地域住民の指導者として、意識の高揚と地域の事業所を初め、住民一人一人のモラルの向上は言うに及ばず、小さな実践が実現できるよう、かじ取り役の一翼を担っていただければ幸いです。

次に、輪之内町防災訓練についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、輪之内町の総合的な防災訓練は、従前は3年に1度実施してまいりましたが、住民の方に常に防災意識を持っていただくため、平成24年度からは毎年度実施することとし、訓練のメイン会場は、仁木、福東、大藪地区の順で順次実施をしてまいりました。

本年度は大藪小学校をメイン会場として、地域住民の参加による防災訓練を実施いたしましたところであります。1次避難訓練を含め訓練に参加した住民は2,182人、関係者は約430名でございました。多くの住民の方に参加を得ることができ、災害に対する防災意識の高揚につながったものと考えております。

また、内水被害を想定し、国土交通省と連携し、リエゾンの派遣要請訓練、排水ポンプ車の操作訓練等も実施し、協力体制の確認ができたと考えております。

今回で毎年行う各地区の一巡はしたわけですが、それまでの訓練の反省点を踏まえて、具体のケースを想定し、より実践的な訓練のあり方を今後においても検討してまいりたいと、そのように考えております。

なお、第1次避難所というのは地区指定避難所で、緊急時において避難者の安全が確保されるよう、災害のおそれのない場所に位置した安全性に配慮された地区の施設など

であり、第2次避難所というのは町指定避難場所で、被災者が避難生活を送るために、災害が比較的少なく、災害救援物資の輸送が比較的容易な場所にある町の施設となっております。この避難場所については、各戸に既に配付済みであります。

これらの概観を前提としまして、御質問の1点目、防災行政無線、戸別受信機の普及状況等に対する御質問にお答えいたします。

防災行政無線は、災害等緊急時の迅速かつ的確な通信連絡と周知を円滑化するとともに、行政需要の多様化に対応し、行政連絡と町民の生活に必要な情報を伝達するという目的で平成3年度に導入をしております。平成20年度には全国瞬時警報システム（Jアラート）に対応できるように機器の更新をし、緊急連絡体制の強化に努めてまいりました。

広報がうまく聞き取れなかった場合の対処方法ではありますが、広報無線の電話応答サービスというのを平成21年4月から開始しております。電話番号は69-4400ですが、これに電話していただきますと、放送内容を確認することができるという状況であります。

次に、戸別受信機の故障等の確認状況ではありますが、役場の窓口に故障等の申し出のある方に対し、機器の修理や電波状況の調査の対応を行っており、今後も戸別受信機の故障対応等について広報等を通じて町民の皆様にも周知をしてまいりたいと考えております。

2点目、屋外拡声子局の使用についてであります。現在、役場庁舎の統制台から各子局、これは38局ございますけれども、これらを通じて放送を行っております。それは各子局ごとに呼び出しができて、限定した地区のみに情報を発信することもできるようになっております。ただ、基本的に災害時であれば、緊急情報を発信するのは1カ所だけというのは考えにくく、町が責任を持って行うものだというふうに考えております。

平常時、子局自体を使用して、その子局のみ放送することも可能であります。屋外拡声子局ができた当初は、区長さんに放送ができるということは伝わっていましたが、その当初から子局を利用しての放送は現実的にはない状況であります。

続きまして、3点目、今年2月に防災拠点事業用地として取得しました用地の動向についてでございます。現在、当該用地については国土交通省の木曾川上流河川事務所と造成計画について協議を重ねているところであります。今年度は、予定によりますと、地質調査及び地盤沈下等の解析データをもとに、国土交通省と輪之内町分をあわせての造成工事における全体計画を木曾川上流河川事務所側で策定をすることとされております。なお、造成には約4年から5年かかる見込みとの見解を木曾川上流河川事務所から明示しておるところでございます。

現在の進捗状況については以上のとおりでありますけれども、あわせて今後は、輪之内町防災拠点としてどのような上物を整備していくか検討を進めなければなりません。

現在、具体の計画を策定中でございます。

また、施設整備計画においては水防を初めとする防災資機材を保管するための倉庫、防災対策現地本部機能をあわせ持つ避難施設、それに伴う駐車場、それから防災関係車両駐車場等の整備が必要だと考えております。

加えて、国土交通省が近隣で建設しております防災ステーションというのがございますけれども、それらの内容を見ますと、災害時に防災拠点として防災機能を発揮することは、これは設置の目的から当然でございますけれども、平常時には地域のコミュニティ活動の場となるような利用がされているところも見受けられます。

いずれにいたしましても、これはより付加価値の高いというか、住民の利便増進施設等にもなり得るという点も踏まえて施設の建設計画を策定してまいります。

以上で、田中政治議員の御質問に対する答弁といたします。

(6番議員挙手)

### ○副議長（森島正司君）

6番 田中政治君。

### ○6番（田中政治君）

それでは、町長さんには御丁寧に御答弁をいただきましたけれども、それについて次に再質問ということでお願いします。

1番目に環境に優しくということで質問させていただいておりますけれども、この農地・水・環境による農業者とか、また地域住民も一緒に取り組むという事業は、数年来やっておりますので浸透しているし、そういう意識も高まっているということは重々承知しておりますが、それ以外に私が問題にしているところは、そこでカバーし切れない部分についてをどう考えてみえるのかなというのが本質であります。その分については御答弁がなかったように、私は今お聞きしたわけなんです、例えば先ほどから言っております、農業者がやっているのは、要するに田畑に面したところとか、基本的に生活排水になっている水路の除草作業とか、その他についての作業をみんなで作るといふ農地・水・環境ですが、それ以外にやらないのが基本的に道路とか、そういったところが特に多いわけです。ましてや、企業が数年来放置された、すごく繁茂している広大な土地とか、要するに農地・水・環境以外でやれない部分をどうこの条例の中で充実させていくかということをお尋ねしておるわけでございますので、カバーされておる部分についての御答弁は、別に必要ではございません。わかっておるつもりです。ですから、その部分を十分にお酌み取りをいただいて御答弁いただきたいと思っております。

それから、2番目にその条例に対する指導及び助言、勧告及び命令についてはということで御質問させていただきましたけれども、これについてはされた実績がないということで、それはそれでいいんですが、仮にこれが、もしもどういう形でどこへ誰が苦情を言ったときにこういったことが発動され、前にそういう助言すらやったこともない



し、そういう話もなかったということは、それは内容が住民によく理解されていないから、そのまま終わってしまっているのではないかと。要するに、その先にある問題にきちっと住民がシビアにレスポンス、即動かないと、やはりみんなで見ながら、みんなできれいにしようというところには結びついていかないのではないかなど。もう仕方がないなあ、近くのことやでやらしいなとか、それが先にいってしまうと、やはりそれはそれで終わってしまうのが現状であると思います。

私の地域でも、例えばふん害をとっても、去年も言いましたが大変ひどい状況、看板は立てております。区長も美化委員も、総会とか、事あるたびに啓蒙活動もされておりますが、それはそれとしてやられておるんですが、一向にそれが好転していかないということは、やっぱりそこになれてしまっているということで、その次のステップに行政も取り組んでいくと、この条例があるんだよということをもう少しきちっとした形で発信していかないと、これは直っていかないのではないかと。

例えば今の散歩するのも、袋を持っていけ、ショベルを持っていけ、それは多分飼い主であれば皆さん御存じだろうと思います。でも、やらないというのは、初めはやられておったと思うんですが、だんだんまあまあと、そのうちに忘れてたり、どうのこうのということで、だんだんそれが先ほどから出ております形骸化という言葉に結びついていくのではないかな。ちょっと言葉はきついですが、そんなようなふうに私は思っております。これは地域としての飼い主さんに対する言葉が、これ以上は限界を迎えておるのではないかなど。やってくださいという言葉では、もうとまらんのではないかと。もう十何年たっておるのであれば、なおさらそういうことが言えるのではないかなあというふうに思っております。それで、条例の中でもう少しきちっと再度確認をしながら、そういう会議の中では、もう少しトーンを高めていただいて、やっぱり基本は守られていると私も思っております。でも、その次にその基本がわかっておってもできなくなっているのではないかなどという、やっぱり人間ですので若干乱れてきておるのではないかと、そちらのほうを気にしておるわけでございます。

ごみの意識ですと、基本的に分別もしっかりやられておりますし、よそのまちに比べて輪之内町は、そういうごみの収集関係についてもきちっとやられておると私は思っております。そういう意味におきまして、やっぱり住民のごみに対する環境意識は相当高いものがあると、それは誰もが認めているところだと私も思っておりますが、個々におきましてそういうことになると、なかなか守れないと。それはなぜかという、ごみの分別は厳しく町のほうもやられておりますし、収集業者のほうも、これは持っていけんごみ、これはあかんよとかといって、すぎに何かの形でその出された方に注意が行く。名前が書いてありますので、こんなものはだめですというふうに、すぐ素早い対応ができてきているから、それが身についてだんだんよくなってきているということだと思っておりますが、それ以外のことについては旧態依然として余り変わっていないのではないかと

うことで、特に問題といたしますか、環境の中では余り重視されていないのではないかなあということと、今の草の問題は、当然町で取り組まなければならない問題であると私は認識しておりますので、町道に関するもので農地・水・環境で捉え切れないものは、やっぱり行政のほうで積極的にある程度見ながら、1年に1回、2回という回数じゃなくて、現場に合った、現実にあったものを予算化されて、やっぱり複数回ということで、いつも輪之内町へ来たらしきれいに景観が整備されておるなというふうに、来町者の方にも気持ちいい、やっぱり輪之内に住みたいなというような思いが起きるような環境整備は、当然やっていかないといけないというふうに私は思っております。

そんな中で、去年から言っておりますけれども、一向に進んでおらんと。これは、ずうっと進んでいかん前兆ではないかなあということ、あえて今年第2回目のこの質問にさせていただきましたけれども、余り積極的な御答弁はいただいておらんと、私の中の認識ではそういうふうに思います。それについて再度お考えをお尋ねしたいと思いません。

それから次に防災行政無線の関係ですけれども、最初の質問の中に戸別受信機はどのくらいの普及でどうなっているかということについて尋ねておるんですが、それについてはお答えがなかったというふうに私は思っておりますが、その数字的なものも当然つかんでみえるとは思いますが、それについて100%じゃないならば、これは仕方がないというふうにお考えなのか。この条例の中では1戸当たり1台以上と、町長が認めた場合は複数台でもいいですよというふうに規定しておりますけれども、これは第2条にそんなようなことが書いてありますけれども、要するにそこまで重要ですよ。情報としての手段はこれが一番いいということ認めて、この条例の中で定めて、本当に皆さんに知らせようという大きな意味合いを持っていると思うんですが、100%に達していないということ御存じであるならば、それはほかの人に外の屋外拡声子局の中でわかるとか、4400番にかけたらわかるとか、それは論外でしょう。緊急時に電話をかけて、今は何やった、要するにそんなことをやり出したら、4400番はパンクしてしまいますでしょう。つくってあるからいいのと、現状に合っているかどうかということが、これは大きな分岐点ですわ。パニック状態で何やろう何やろうというて聞き漏らしたと、雨の音で聞こえなんだとか、地震が来て怖くてガタガタやっておる中で聞き漏らしたときに4400番をかけなさいということは、4400番、何本の電話が同時に話ができますか。

ありますというだけでは、それはいいよりはあったほうがいいという程度の問題でしょう。それよりも、やっぱり100%普及し、アパートについても、それは輪之内に住まれている限りは、町としてはその人に情報を伝えるのは、これは基本的な義務でしょう。だから、そこら辺をどういうふうにお考えかということ私には聞いておるわけで、そこら辺はさらりとどうも言っておるような、私は気がしております。そこら辺についても2回目の質問の中でお聞きをしたいと思いません。

あと、第1次の場合は地震対策用の避難を想定されておるのか、第2次は水害を意味しているのか。要するに、そういうところへ救援物資とか、そういうものが届くところへ第2次は避難しなさいよということであれば、水害だったら第1次の指定されたところではみんな無理な地域が結構多いと思うんで、というのは、まずこれはパスですわな。だから、想定を、住民に対してどんなときでもいいからそこへ行けと。第1次の目的は何かと、人員把握じゃないでしょう。そこへ行って何人避難されたかというのを確認したいがための第1次避難ですか。それよりも、安心・安全なところを一発で指定して、どんなときでもいいからそこへ行けと言ったほうが、1次、2次というよりも、もっとわかりやすいんじゃないですかね。そこへ行けば何とかなると。1次へ行って、今度その足で2次のほうへまた行くんですか。それは、あくまでも行政の、今回の訓練もですけども、行政のための訓練か住民のための訓練か。当然、両方の訓練だと思うんですが、内容を把握したいがための1次避難であれば、これは少し問題があるんじゃないかと。

そうじゃないでしょう。やっぱり基本的には、とにかく3日までは自分で生きておるといふ自助、町長が再三おっしゃっている自助、要するにその自助に合致した避難場所をきちっと指定しないと自助にはならない。遠回りするような避難はだめと私は思うんです。だから、そういう意味においても、1次はどうで、2次がどうでというのはそういう意味で質問をさせていただいておりますので、それについても、どうもこの答弁ではなかなか、それは何を意味しているんかと。その先に何かあるかということがちょっとわかりづらい。ということで、もう一回わかりやすく御答弁をいただけたらと思います。

○副議長（森島正司君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

何点か御質問をいただいておりますが、まず草刈りの関係が、今、ポイ捨て条例、それから環境美化条例というものの制定について昨年お尋ねがあったかと思いますが、これは、まさに条例による規制と住民の常識のはざまの問題です。だから、どちら向きで御答弁を申し上げればいいのか、ちょっと今迷うところではありますが、条例が必要だとおっしゃるならば、その条例については、当然条例化することは可能でありますから。ただ、昨年の答弁でも申し上げたとおり、これは基本的に住民の常識がそのレベルに達していないと条例をつくっても意味がないということは、これは皆さん御承知のとおりです。ですから、それはこの環境問題に対する住民意識の高まりをどう啓蒙していくかという話とそれを制度的にどう担保をするかという話のように思われますので、検討していないわけじゃなくて、検討を継続する中でどういう形がいいのかということをお示ししていきたいと思っております。

それから防災行政無線の関係でございますが、数字で申しますと、現在、貸与台数が2,088台ございます。世帯数が外国人を含めると3,096世帯、現在でございますから、普及率は大体3分の2程度、67.4%と現状で把握をしております。

おっしゃるとおり、緊急時にどのような手段で情報を伝達するかというのは非常に大事な部分でございます。その大事な情報をどのようにやっていくのか。これ、実は防災行政無線でも各戸受信機がある市町村とない市町村もございますし、その各戸受信機の位置づけ、当然これは導入時点ではその普及率を向上させるという大前提で組まれていると思いますので、私どもは当然のことながら、窓口でその指導はしてまいりたいと、そんなふうに思います。

ただ、これは現在のところでは、特に転入者に対しては窓口で希望の有無を聞いております。これで申しますと、希望の有無じゃないよと、そんなものはあるのが当たり前じゃないか、全部配りゃあいいじゃないかとおっしゃると思います。当然のことです。ですから、それも含めて検討の対象にはさせていただきますけれども、ただ、窓口の現実を見ておきますと、要らないよという人がかなりいるんです。その状況だけお知らせをしておきたいと思います。私どもは、決して情報伝達に指をくわえて見ているわけではありません。

それから避難所の関係ですが、先ほどちょっとわかりづらかったらごめんなさいと言わないかんですけれども、要は1次避難所というのは基本的に緊急避難する場所、2次避難所というのはある程度の期間、そこで生活を維持できる程度の機能という役割の分担はあると思っています。ただ、それは明確に区分できるものではないと。最近発生しておりますいろんな災害の状況を見ておきましても、ルールどおり避難所が開設されて、ルールどおり避難所が閉鎖されるという状況にはないということは、これは議員も御承知のとおりだと思います。なかなかその辺のところは災害の実態に合わせる中でやっていく以外にないのかなと、そんなふうに思っております。

それから、今回、ちょうど毎年度やるようになって3回経過した防災訓練でありますけれども、それでいろんなものを全て網羅したとは考えておりません。住民の参加も、もっとあってもいいのかという思いはございます。ですから、これをこれからどのようにグレードアップしていくのかと。そのために、議員さんも含めていろんな協力体制等を構築できるのかということについて考えていきたいなと、そんなふうに思っております。

ただ、先ほどもお話がございましたけれども、まずは自助・共助・公助というものから考えますと、私どもができることは当初においては限られておると思いますので、その部分についての御自身のといいますか、住民の方々自身の防災意識の向上もしていただけたらと、そんなふうに思っております。

どこへ避難するのと、まさしく水害、地震、いろんな災害の対応があるわけですから、

そのそれぞれの対応にふさわしい避難所、避難施設というのが現在のところ100%とは私も思っておりません。その充実の努力はしていく必要があると思っておりますし、先ほどお尋ねがありました防災拠点の中にも、そういったそれぞれの災害対応によく耐え得る避難拠点としての性格も持たせていきたいなということは、先ほど申し上げたとおりでございます。以上です。

(6番議員挙手)

○副議長(森島正司君)

6番 田中政治君。

○6番(田中政治君)

再三で申しわけございませんけれども、環境関係は一言で言えば住民の常識問題だと、住民が進んでそれに取り組む意識を持たないとだめだよと、果たしてそうでしょうかね。住民は、自分の構えだけはやりますけれども、それ以外はやりませんよ。農家でも、自分の土地に関して、面しているところは自分でやります。これは、その場所が土地改良の土地であろうが、どこの土地であろうが、自分の農地に面しているところはやるという常識を持っております。ですが、それ以外で捉え切れない場所はどうするのかということをお聞きしておるんです。それも住民がやれと、住民の常識だとおっしゃるのであれば、その旨、この議会が終わったら区長会もありますでしょう。議会の関係の勉強会もあるでしょう、これから。そういったところで全ての地域にある、そういう雑草に対しては地域で管理しなさいよと、ある程度、そうやってきちっと促さないとやりませんよ、これ。

農地・水で決められたところはやりますけれども、それ以外のところは、やっておる地域がありますか。例えば、私の藻池新田は、全部どこへ行ってもきれいやなあ、中郷新田はどこへ行ってもきれいやなあ、大藪へ行ったら皆きれいやなあ、違うでしょう。町の管理している土地ですら、雑草が生い茂っておるところがありませんか。住民のみならずですよ。だから、みずからを律するという意味においてもそういうものをつくりながら、そういう地域に対して、そういう事業者に対して、うちではこういう条例がありますのできれいにしていただけませんか、言いやすいようにそういうものを設けたらどうかと。ただ、やってくれとは言にくいでしょう。だから、そういう規則とか、決まりとか、そういう申し合わせとか、いろんな意味の中でこういうものがありますので、ぼつぼつこんないろんな行事が来ておりますのでちょっとやっていただけませんかね、企業に対してはそんなような言い方ができないのかということをお聞きしておるわけで、住民の意識云々で片づけられる、そんな簡単なことを私は言っておるつもりではございません。

次に、緊急の情報伝達方法で67.4%ということをお聞きしました。この数字をもってして、防災訓練をいろいろ頑張っておこなって、いろいろな情報を集めながら、この数字

は客観的にどういうふうを考えてみえるのかな。この数字で住民に正確な情報が伝達されている。逃げなさい、自助・共助、自助の部分でどうなにかと。自助の情報としては十分に機能していると。転入者に対しては希望をとっている。輪之内に住むということは、こういう防災意識の強い町なので、これは最小限、情報の伝達方法として必要です。ですから、これはスイッチを入れる入れないはあなたの自由でしょうけれども、少なからずとも100%戸別受信機を設置していただきたいと思えますと、これは条例の中できちっとそこまで入っていないんですかね。自由ですよという選択肢、これ条例の中でつくってありますか。欲しい人はどうぞ、要らない人はどうぞ、そういうふうですか、これ。

私が言うのはちょっとおかしいかもしれませんが、それが行政の住民に対する平等な、生命・財産を守るといつも言ってみえる部分のイの一番の問題ではないかなと。それをもってして、希望の人のみにやるというような御答弁は、これは要らない人にはやらないという、そのかわりおまえさんの責任においてやりなさいよと、そこまで言ったのか、それは知りませんが、ちょっとおかしいんじゃないかなと私は思います。それについてまたお答えを、これは担当課のほうからもちょうと、危機管理課が一生懸命やっただいておるので、今後に向けての課長の考えも、町長さんと一緒だとは思いますが、お聞きもしたいと思えます。

それから、1次の避難所は緊急性、第2次避難は生活がある程度可能なところへ避難するのが目的ですよとおっしゃいましたけれども、緊急のときに1次で、それがどういう状況であるかという判断の中に、あのときはこっち、あのときはこっち、分けることはできませんと町長さんもおっしゃって見えます。それならば、どうしたらいいんですかね。決して見ているだけではないよとおっしゃって見えますが、その先どういうふうにするんですか、それなら。

1次へ行ったら、本当は2次へ行かないかなんだやつが1次へ行って、あんた何を考えておる、こんなところへ行っておったらあかんがねと、誰がそれを言うんですかね。そういうことでしょう。緊急時に2次のところへ行かないかん人が第1次へ来て、どうしましょう、こうしましょうといったってどうもならないでしょうが、それを誰が見ておるんですか。

それよりも、とにかく自助であれば住民が安全なところへ行けるように統一したものの訓練をしないと、1次と2次で、そういえば防災訓練のときはあそこへ行ったな、誰でも頭にありますよ、そこへ行きますわ。そんなところへ来てはあかんときにそんなところへ行っておって、どうもならないでしょう。それがための訓練でしょう。そのときに迷わないように訓練しているんでしょう。その訓練が、2次へ行かないかんやつが1次へ行ってしまって、誰も教えてくれなかったら、その人は大変な目に遭いますよ。それも常識でしょうけれども、パニックでおるときは、訓練はそのためにやるんですよ。条

件反射みたいに、ああ、逃げないかんというのが訓練でしょう。だから、そういうことを言葉遊びで物をしゃべるんじゃないなくて、現実住民には元気のいい人から本当に足腰の弱ったお年寄りまで、私を含めて老人までいるんですよ。そういう人たちにぴっとわかるような方法は一つしかないんですよ、そこへ何でもいいで行けと。うちの場合ですと、仁木の小学校へ行けと。あそこにおりゃあ、水が来たって1階、2階、3階と上がっていきゃあいいで、あそこへ行かないかんぞと、それは指定されていませんよね、仁木小学校へ行けと。でも、仁木小学校が私はいいと思っております、これは一つの例としてですね。

だから、西の堤防へ行けと言われても、西の堤防へ行ってどうするの、堤防へどうやって行くんやな、それが年寄りの意見ですわ。私はそれよりも2階で、あかなあかんで2階におるでいいと、それも一つの方法ですわね。ですが、行政が1次、2次と決めておる限りは、それに対する責任はきちっと負えるような体制を整えて、1次、2次と訓練をするというのが、これは当然のことですわ。その意味において、私は今質問させていただいております。

それからもう1つだけ、拡声子局は、できた当時に区長さんに言って、その使う方法もやってあるよというふうに御答弁いただきましたが、平成11年、そのできてから以来、何年たったか私は知りませんが、多分11年ごろでしょうと、今の子局と同時期だと思っておりますが、私も区長をやらせていただいておりましたが、そんな訓練とか、聞いたことございません。

なら、今、区長さんが25名お見えですが、その区長さんは御存じですか、そういうこと。使う用途がないとか、あるとかないとかというのは、それは行政が決めることですか。有事の場合に、近く子局があるので、それを使って自分の地区の人たち、ええかな、ええかなということも呼びかけもできるでしょう。それで、大きく町内全域に対する呼びかけもできるでしょう、いろんな意味において。それは行政がやるべきことでしょう。でも、地域に38基も立っておるのであれば、この地域の方、もう逃げおくれはありませんか、今は第1次じゃないですよ、第2次避難所のもっと安全なところへ逃げてくださいますよとか、何でそういう訓練ができないんですか。

ですから、最初に説明をしたから知っておると、そんなことは前任区長からも引き継いでおりませんので。あるということも、私、最近この質問をしようとしたときに初めて知ったような程度なんです。今の区長さんが御存じなら私の認識不足ですけども、そういうことについても、最初から物に対する、全てのものをフル動員してこの防災に当たるといふ心構え、気構えを持って訓練をやるべきだと私は思うので、最後にくくりとしてそのことだけをお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

**○副議長（森島正司君）**

町長 木野隆之君。

## ○町長（木野隆之君）

幾つかの御提案、それから御批判も頂戴したようでありますけれども。

まず、最初に雑草管理については、先ほど来、必要があれば条例化も含めてやるんだけれども、その条例を制定するための地ならしも同時に必要だよということを申し上げているので、それが私どもが活動する際の後押しになる条例であれば、当然のことながらつくるべきだと私も思っていますし、それを利用して雑草管理ということについて、より今まで以上に適切な管理ができるということであるならば、その方向で検討はするにやぶさかではないということを申し上げている。

いずれにしても、これは住民の生活環境を守る話ですから、自分抜きにしているいろんな話ができるわけではございません。その最後の担保を行政がどのようにするかという話だと思っていますので、そこについてどこかよそを見て知らん顔をするつもりは毛頭ございませんので、その辺だけは御了解をいただきたいと思っております。

それから防災拠点というか、避難所の話がございました。まさにその避難所についても、これは今の状況の中で最終、完結的にここに来てくれればという状況で、確実にどんな災害にも安全だよという場所がなかなか見つけられないのが現状だと思っています。ですから、そのそれぞれの対応の中で御判断いただく部分というのは当然出てくるかもしれない。でも、誤りない避難をして住民の安全・安心を守るという、その意識において欠けることなく、今後の訓練の中でも、おっしゃるとおり、前にも東北の大震災のときにもたしか新聞報道であったと思いますけれども、避難訓練のときにはここへ行ったから、そこへ行ったら流されちゃったなんていう話も聞いています。そういう意味では、やっぱり避難訓練というものは現実の災害と少なくとも重なってやっていかないと、訓練自体がかえって災害を大きくしてしまうという危険もあります。そういう意味では、より一層避難者のあり方、それから今後予定しております防災拠点の中での避難施設の整備等々についても総合的に考えてやっていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、行政無線の拡声子局の話でございます。これについては、先ほど冒頭にも申し上げたとおり、今の訓練が完璧だとは思っていないと申し上げました。したがって、いろんな御提案をいただく中でこういったことも積極的に取り入れて、何がそれで可能なのかということも含めて検討を重ねる。検討を重ねるだけじゃなくて次の訓練に生かす形の中でやっていきたいと、そんなふうに思っております。以上です。

## ○副議長（森島正司君）

危機管理課長 森島秀彦君。

## ○危機管理課長（森島秀彦君）

戸別受信機のことについてお尋ねだと思いましたが。町長の説明にもございましたとおり、大垣市等では一般住民の方には配っておりません。ちなみに、神戸町は7割とか、安八は8割の状態でございます。



今現在、戸別受信機は、主に町の広報事項、普及啓発、指導事項の伝達及び生活事項の情報手段として使っております。

防災行政無線は、音声範囲を調査してありますので、輪之内町全域に確実に情報を伝えるものということで緊急情報の伝達手段として考えております。

ただ、議員さんが言われるように、戸別受信機は重要性が大きいと思います。利用方法等もありますので、住民の方にもっと確実な情報が伝わるように、戸別受信機の普及向上に努めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○副議長（森島正司君）

条例との関係はどうですか。

戸別受信機の条例で田中議員のほうから、条例には1世帯当たり1個以上となっておりますという意味でしたが、それは条例との関連はどうなっていますか。

森島秀彦君。

○危機管理課長（森島秀彦君）

規則の中で戸別受信機の設置を実施しようとする者は、戸別受信機設置申請書を提出しなければならないというふうになっております。

○副議長（森島正司君）

これで田中議員の質問を終わります。

続いて、1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

おはようございます。引き続き御質問をさせていただきます。

地球温暖化対策について。

今日、大気中への二酸化炭素などの排出量の増加が地球温暖化の原因となり、この数年来、世界中で見られる突然の集中豪雨や豪雪、高温や猛暑日の増加等の異常気象、水温の上昇、砂漠化、生態系の変化が地球規模の問題になってきております。

こうした環境問題は、世界全体で取り組むべきであり、同時に社会経済活動や国民生活全般に深くかかわるもので、国、地方公共団体、事業者、そして国民一人一人が協力して取り組んでいかなければなりません。

輪之内町という小さな町が地球温暖化対策としてできることは地球規模で見れば極めて小さいかもしれませんが、将来輪之内町の担う子供たちのため、私たちが今できることを町民総ぐるみで実施していく責務があると思います。

当町では、平成11年4月に施行された地球温暖化対策推進法において全ての市町村の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出抑制のための実行計画の策定が義務づけられ、輪之内町地球温暖化対策推進実行計画が策定され、現在、平成25年度から29年度までの第2次同計画にて推進実行中であります。また、第5次総合計画にて自然エネルギーの利活用の推進により環境負荷の低減を町全体で進めますとあります。積極的に推進して

いただいているものと思います。

しかし、地球温暖化といっても町民は頭ではわかっている、どこから手をつければよいのか、何か先に取り組んだらよいのかわからないのが現状ではないでしょうか。町民個々ができる大きな地球温暖化対策は、家庭からのCO<sub>2</sub>排出を減らすことであり、町としては広く町民の省エネ意識向上を啓発することであると思います。その施策として、今まで依存してきた化石燃料から自然エネルギーへの転換を推進することであると考えます。

現在、当町では太陽光発電装置の設置に対して太陽サンサン補助金が施行されておりますが、さらなる施策として木質ペレットストーブの普及活動を推進してはいかがでしょうか。このストーブの燃料となる木質ペレットは、間伐材や製材くずを原料としており、再生可能エネルギーです。燃焼して発生するCO<sub>2</sub>は、木が成長時に吸収してくれるため大気中のCO<sub>2</sub>をふやさない、温暖化防止につながる環境に優しい燃料です。

当町の環境づくりを担っておりますNPO法人ピープルズコミュニティが木質ペレットストーブの普及活動の取り組みを研究検討している旨、お聞きをしました。ぜひとも町としても、この普及活動を応援し、自然エネルギー推進のための支援を願うものであります。

私が調べましたところ、県下では高山市、飛騨市、下呂市、郡上市、揖斐川町の5市町が木質ペレットストーブの購入に対する助成制度を実施しているようでございます。

今後、ますます原発停止による火力発電の増加、家庭では家電の多様化、大型化が進み、CO<sub>2</sub>排出量がふえることが懸念されており、地球温暖化対策は待ったなしの状況にございます。

町として今後の地球温暖化対策について、そして木質ペレットストーブの普及活動について、町長の御見解をお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

**○副議長（森島正司君）**

町長 木野隆之君。

**○町長（木野隆之君）**

それでは、上野賢二議員の地球温暖化対策についての御質問にお答えいたします。

近年、日本各地で異常気象による災害が多発しているということは皆さんも御承知のとおりであります。中でも、去る8月20日未明、広島市で発生した大規模な土砂災害で、家屋はもちろん、多くの人命が失われたことは皆様の記憶に新しいところでございます。この災害も、地球温暖化による異常気象がもたらした部分もあると言われております。心から御冥福をお祈りするばかりでございます。

このような異常気象を初めとした環境問題に対する認識については、上野議員が先ほど御質問の中でも触れられたとおり、世界全体で取り組むべきものであり、町民一人一人に至るまでそれぞれの立場で努力していくべき課題であろうと、全く同感であります。

さて、世界各地では地球温暖化防止対策の協議が行われておりますが、平成9年12月の京都議定書では、日本を含めた先進国の温室効果ガス削減の目標値を達成することが定められ、翌年には地球温暖化対策の推進に関する法律が施行されました。

当町においては、平成14年にはエコドームでのごみの徹底した分別による再資源化と生ごみの回収・堆肥化が始まったところでもあります。また、町組織の中では、省エネ実現のため、冷暖房の適正な温度管理、コピー用紙の制約やリユースの推進に取り組んでまいりました。

平成25年4月から始めております第2次輪之内町地球温暖化対策推進計画では、平成24年度を基準年として、計画の最終年度であります平成29年度の二酸化炭素の排出量を6%削減することを目指しております。また、太陽光等の自然エネルギーの活用等、多面的な環境負荷低減への取り組みとして、太陽光発電装置を自宅屋根に設置した場合に補助する太陽サンサン補助金制度を平成22年度から始め、現在までに補助金152件を支給しております。

このように地球温暖化防止対策をあらゆる方法で推進し、ライフスタイルを細部にわたって見直しを行うなど、エコ意識の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

さて、木質ペレットストーブの普及推進ということでございます。例えば、飛騨地域の高山市では平成21年度からペレットストーブ及び燃料となるペレットに対して補助事業が行われており、年間20から30基のストーブに上限10万円での補助がなされ、また燃料となるペレットについても10キロ当たり100円が補助されているとのことでもあります。地球温暖化対策とあわせて、この市町村では山場地帯といいますか、言ってみれば中山間地の林業を振興すべき地域ということもございまして、いわゆる地場産業振興の面もあろうかと思えます。森林がないといいますか、水場地帯というか、平野部で水郷地帯の輪之内町とはちょっと補助金を制度化する背景といいますか、そういったものが異なるようには受けとめております。

参考までに申しますと、樹木が成長するとき、光合成によって大気中の二酸化炭素を取り込んで成長するわけですが、その木材からつくられるペレットを燃やして二酸化炭素を発生させても、空気中に排出される二酸化炭素は樹木が光合成で取り込んだものと同量ということで、大気中の二酸化炭素の総量の増減には基本的には影響を与えない、いわゆるカーボンニュートラルという考え方がございます。その意味では、化石燃料から植物由来の燃料への転換というのは温暖化防止に向けた選択肢の一つであろうと考えております。

ペレットストーブへの補助については、御質問にもございましたが、郡上市は平成23年度、下呂市と揖斐川町は平成24年度、飛騨市は平成25年度から補助事業を開始したと聞いております。これもいずれも林業が重要な地場産業でありますので、先ほど申したとおり、地球温暖化と地域振興の両面から補助事業を導入しているものと受けとめてお

ります。

今のところ、各市町ともにそれぞれ多いところで年間20台から30台、少ないところでは数台程度にとどまっておりますので、化石燃料から木質系燃料への転換の推進と普及に関する今後の動向というものを今はまだ見守る段階にあるのかなと、そんなふうを考えております。

また、これらにつきましては、化石燃料については一応その流通体系というのが固まっておるわけですけれども、木質ペレットの安定的な供給だとかといったことについて、なお研究というか調査を重ねた中での結論になるべきだろうと、こんなふうに思っております。

今後、当町といたしましては、持続可能な社会、低炭素社会づくりのために温暖化防止対策を徹底するとともに、行政、事業者、住民、NPOなどによる官民協働の環境対策に鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

その検証過程において環境に優しいまちづくりの観点から、まずは何を優先的になすべきかという、これはある意味では優先順位の問題だとは考えておりますけれども、慎重にその動向というものを見きわめていく必要があるだろうと、そんなふう考えておりますので、どうか御理解を賜りますようお願いいたします。

(1 番議員挙手)

## ○副議長（森島正司君）

1 番 上野賢二君。

## ○1 番（上野賢二君）

今、御回答をいただきましたが、くどういようですが、地球温暖化対策というのは、当然世界も行っておりますが、国レベルで方向性を出しながら取り組んでいくということでございますが、最終的には国民といいますか、町でいえば町民ですが、各個々がそういった意識を持って動かなければ、事は全く進まないだろうというふうに考えます。

先般、新聞にも出ていましたが、ごみとか廃棄物を利用して新エネルギーといいますか、リサイクルエネルギーを開発していくと、しつつあるということですね。ですから、今後、こういう新エネルギーというのはどんどん進化していくと思うんですが、町としてもその動向を見ながら、これからという部分ではなくて、新しいものを検証しながら、その中でこれはいいなというものをどんどん積極的に取り入れていくといいいますか、それで町民へそれを流すということは必要ではないのかなあというふうに思いますが、そこら辺のところをどう思われるのか。

それから木質ペレットストーブの普及については、確かに山間部の間伐材や廃材に困っていると、一石二鳥的な考えで取り組んでいるというところが多いんですが、いろいろ捉え方、考え方があろうかと思うんですが、これはただ単にペレットストーブを販売するための助成という考え方ではなくて、せつかく町の環境づくり活動とか地球温

暖化対策に対する啓発活動を先進的に行ってみえるNPO法人ピープルズコミュニティ、この事業への理解、支援、助成という考え方をできないかということですね。

それから平野部、我々のような田園地帯の町は、間伐材とか廃材には全く関係ないんですが、実際に困っているという地域があるわけですから、うちは山がないからいいよということではなくて、山間地域の近隣市町への一つの応援というような考え方、捉え方ということができないでしょうか。

以上の点を再度御質問いたします。

○副議長（森島正司君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

まず、冒頭で申し上げていかなきゃいけないのは、これについて否定的な見解を持っているというふうを受け取られると困ります。これは地球温暖化防止の選択肢の一つとして排除していないということだけは冒頭に申し上げておきたいと思います。

その中で、地球温暖化の先兵としてこれを象徴的に取り上げてはいかがかという御質問かと思いますが、考え方としてそれも有り得るのかなとは思っています。

ただ、先ほど冒頭にも申し上げましたとおり、ある意味政策の優先順位の問題でございますので、やはり山間部とは違った取り扱いになるということは、これは御理解いただきたいと思います。どの時点でそのターニングポイントとなり得るような事態が出てくるのかということ、私もちょっとわかりかねますけれども、その段階に応じて決して温暖化防止対策として効果がないと言っているわけでもありませんので、その辺については、それを前提にいろんな検討を進めさせていただければいいのかなと思っています。

それと、途中でも申し上げたはずですが、確かに山場地帯とこういう平野部というか、水場地帯で認識に差があるということは否めない事実だと私は思っておりますけれども、でも、今上流の林業振興地域で間伐材だとか端材の利用で困っているところがあるよと、でも、それを、いや困っているけれども、おまえたただけでやれよというつもりなんか全くないんですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これはガソリン系、灯油等々と違って、技術体系をもう少しきちっと整備した中で通常の生活の中に取り入れて、それが継続利用が可能かという点の検証が必要だというふうに申し上げたつもりです。だから、逆に言うと、そんな流通が全部固まってしまったら、別に行政の補助なんかなくたってストーブは普及するんじゃないのとおっしゃるのかもしれませんが、ですから、まさに普及率の促進なんかのために、それはどこがターニングポイントになるのかということが大事だと申し上げておるわけでありまして。

これは周囲の動向も見ながら、まだまだ検討を重ねる段階だと、そんな認識であります。ただ、原子力発電所の事故以来、エネルギーも含めて地産地消という言葉も出てき

ておりますので、その時代の流れというものを的確に捉える部分があってもいいのかなと、そんな中であり方の検討を進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。以上です。

(1 番議員挙手)

○副議長（森島正司君）

1 番 上野賢二君。

○1 番（上野賢二君）

同様の御回答でございましたが、いずれにしましても、やり過ぎということはないと思いますので、これも輪之内町でやっているわ、こんなことを輪之内町でやっているよというようなことで、積極的にいろんな施策を盛り込んで、今輪之内町が目指している「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」というキャッチフレーズがございますが、これもいろんな要素があるわけですが、福祉とか、子育て支援とか、防災対策とか、施設が充実しておるとか、いろんな要素があると思いますが、環境問題というのは大きな要素の一つであろうというふうに考えておりますので、これからも「エコで環境に優しいまち輪之内」ということを大いに内外にPRして、これは定着できれば一番いいんですが、それから「住んでいてよかった」の前に「住んでみたいまち」と思われるようなまちづくりを今後目指していただくということを御期待申し上げまして、私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（森島正司君）

これで上野賢二君の質問を終わります。

続いて、2 番 浅野常夫君。

○2 番（浅野常夫君）

お許しをいただきましたので発言をさせていただきます。

町有地についてお尋ねをします。

現在、町の不動産の中に、手に入れながら行政では利用が考えられない物件もあるかと思えます。例えば、浄化センター東約1,100平米、松内地区約2,000平米、大藪駐在跡約670平米、楡俣神明神社近くが約580平米、仁木農協跡地約7,000平米などなど、町民の税金で手に入れながら利用されておられません。このような物件は早期に売却処分して、地域活性化や産業育成に充てるのが得策ではないかと考えます。不用な町有地の今後の取り扱いについてお尋ねします。

また、輪之内ビラ北側の現在農園に使われている土地は農地です。町が農地を所有することは禁止されております。このこともあわせてお尋ねをします。

○副議長（森島正司君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野常夫議員の御質問に順次お答えしたいと思います。

町が土地を取得する場合、当然目的を持って取得しております。しかしながら、取得後の事情の変化によって当初の目的どおりに利用できていない土地や、当初の利用目的を変更して利用している土地も存在いたします。

先ほど議員のお話がありましたように、町有地の利用及び活用については、その内容を十分検討して、その結果、処分をしたほうが良いと、処分をすべきだと判断した場合には、その処分方法を検討していくということについて、その考え方自体について浅野議員と意見を異にすることは全くございません。そういうことだろうと思っています。

なお、何筆かの土地について例示がございました。その例示の土地の中には、仁木農協の跡地などのように将来の利用目的を検討しているものもございしますが、これは幾つかの関係機関と協議の途中でございますので、そういったことがまだ具体にお示しできる状況ではございませんけれども、今後とも他の公有財産を含めて、そのあり方についての検討を続けてまいりたいと思います。公有財産の遊休地化というのは余り好ましくないことは、当然私ども承知をしております。

また、貸し農園の農地につきましては、当初の目的は一般廃棄物の最終処分場の用地として取得したもののようですが、他の場所に最終処分場用地を確保したこと等によって当初目的どおりの供用がされておられません。

その後、当該地を含むエリアに企業が進出する話等々が持ち上がって、当時の町の判断としては企業に売却する予定であったようですが、これも諸般の事情によって当該企業がその進出を取りやめたという、そんな経緯がございます。

このように、町としてはその時々的情勢を踏まえて判断をしまいたんでありますが、計画どおり進むことが困難であったということでございます。

平成13年に住民団体から貸し農園として有効利用を図ってほしい旨の要望を受け、町が適法に市民農園を開設できる方法というのを検討し、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律がありますが、その規定に従って特定農地貸付けの承認を農業委員会より受けて現在に至っておるということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上で、御質問に対する答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○副議長（森島正司君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

答弁をいただきました。仁木農協の跡地のことは将来を考えてということは、私も何回かお聞きをしております。その他の土地に関しては答弁をいただいております。

例えば、大藪交番の跡地とか、売却して町のプラスにするのか、具体的にお聞きをし

たいと思います。

また、農園に関しては特別な手続をしたということで安心をいたしました。

○副議長（森島正司君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

そういたしますと、浄化センター、松内地区、大藪駐在跡、楡俣神明神社近く、これについてどう考えておるかというお話だろうと思いますが、これについては、現在のところ、正直申しまして、これを現在何に使うかという特定の目的があるわけではございませんが、浄化センターの東約1,100平米につきましては、これは浄化センターとの緩衝帯ということで買い受けたというふうに思っております。そういう意味では浄化センターが現にあるわけですので、目的に供されている部分、利用状況として空き地であることは間違いございませんので、それがどんな有効利用が図られるかということは、今後も課題として持ち続けたいと思っております。

松内、大藪についても、現在は特段利用目的として何が考えられるかということについて明示できる状況にはございません。必要によっては、これは売却も含めて検討してもいい土地だろうと思っております。早急に結論を出すことが必要だろうと思っております。

それから、楡俣の神明神社近くのものについては、御案内のとおり、これは町が買ったというよりは町が寄附を受けた土地だと理解しております。そういう意味では寄附者の御意向に従う形の中で何ができるかということを考える、それが必要だろうと思っております。

いずれにしても、それぞれの外見的に遊休化していると思われる土地について何らかの対応が必要なことは事実でございます。今後、検討をしてみたいと、そんなふうに思っております。

（2番議員挙手）

○副議長（森島正司君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

ありがとうございます。テレビ等でも報道されております。いろいろなものが値上がりしています。町民はやりくりが大変な中で税金を納めていますが、このことをどうお考えですか。私が言いたいのは、大事な税金を有意義に大切に使っていただきたいと思っております。このことをお聞きしながら、質問を終わります。

○副議長（森島正司君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）



おっしゃるとおりでございますので、税金を使ってやっていることは紛れもない事実でありますから、それをいかに活用していくかという、そこがまさに問われているところだろうと思っております。

最近、地価公示がされまして全体的に地価水準が上昇、もしくは下げどまりという、そんなところがあるようでございます。なおのこと、せっかく税金を投入した土地でございますから有効利用を図る、今まで以上にその部分を目に見える形といいますか、納得を得られるような形で利用がされていくようにしたいと思います。以上です。

#### ○副議長（森島正司君）

あと1人ございますけれども、ここで仮議長と交代いたします。暫時休憩いたします。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時45分 再開）

#### ○仮議長（森島光明君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

9番 森島正司君。

#### ○9番（森島正司君）

最後になりましたけれども、引き続き質問させていただきたいと思っております。

まず、あすわ苑での利用者拘束事件についてお伺いします。

あすわ苑において職員が認知症の入所者に対し身体を拘束していたことが明らかになり、マスコミが大きく取り上げました。私もあすわ苑議会の議員の一人として重大な関心を持っているところであります。本来ならあすわ苑議会において管理者に対して質問するのが本筋ですが、この場では副管理者としての町長の見解をお伺いしたいと思います。

まず、町民が苦しい生活の中から支払っている介護保険料や利用者負担等で成り立っている特別養護老人ホームの中で、介護の専門家であるはずの介護職員が入所者の身体を拘束するなどということがなぜ行われたのでしょうか。身体拘束を行った職員や、それを見て何も問題にしない職員は、介護職員としての資格はないと言うべきではないでしょうか。

この不祥事に対し、管理者からあすわ苑に対し厳重注意はあったが、それ以外には何の処分もないと聞いております。これで利用者初め多くの町民の理解が得られるのでしょうか。失われたあすわ苑の信頼を回復するためには、もっと厳しい対応と再発防止策の確立が欠かせないと思っておりますが、副管理者の町長はどのように考えておられるのか、見解をお聞かせください。あわせて、このことについて管理者とどのように協議されているのか、お伺いします。

続きまして、町のホームヘルパー派遣事業の中止についてお伺いします。

あすわ苑の不祥事発覚に先立ち、当町においては、これまで実施されていた社会福祉協議会のホームヘルパー派遣事業が8月1日から中止されたと聞きます。平成26年度当初予算で町社会福祉協議会への補助金は前年度並みの910万円が計上されているのに、なぜ今この段階で当町のヘルパー派遣事業が中止されたのでしょうか。当町のホームヘルパー利用者は、現在何人おられるのか、その推移はどのようになっているのか、お聞かせください。

あすわ苑の不祥事、ホームヘルパー派遣事業の中止等、この面で見ると、当町の高齢者の置かれている条件は後退していると思います。老人福祉法では国及び地方公共団体に老人福祉増進の責務を課しており、市町村は、老人の福祉施策を通じて老人が健全で安らかな生活が保障されるようにしなければならないと規定しております。当町においては、今後さらなる老人福祉の増進にどのような施策を進めていくのか、町長の見解をお聞かせください。

続きまして、庁舎改修の設計変更についてお伺いします。

現在、庁舎改修工事が行われていますが、設計段階における検討不足のためか次々と追加工事が行われ、工事請負契約の変更が余儀なくされ、12月議会で契約変更が予定されているということです。

そもそもこの庁舎改修計画は、25年度当初予算で初めて設計委託料として出てきましたが、3億5,000万円という大規模な事業であるにもかかわらず、町の第5次総合計画にも入っておりません。

議会においても当初予算審議においては設計図も明らかにされないまま可決してしまい、その後示された設計図で初めて町長室にトイレ、洗面室、更衣室が設置されることを知りました。このことについては、町民の間からもさまざまな批判的意見が聞こえてきます。町長室にトイレ、洗面室、更衣室がなぜ必要なのか、理解できません。この際、設計変更して、町長室のトイレや洗面室、更衣室をなくすことはできないでしょうか。もし、変更できないというのであれば、その必要性について町民が納得できる説明をしてください。

なお、3階の追加工事で本会議場の音声が議会事務局室で聞こえるようにしたとのことですが、その目的は何でしょうか。どうせやるなら、1階ロビーで聞こえるようにし、広く町民の皆さんに聞いてもらえるようにすべきではないでしょうか、お伺いします。

続きまして、東富士演習場視察研修の町長の感想をお聞きしたいと思います。

町長は、8月に行われた区長会の自衛隊東富士演習場視察研修に参加されたと聞きました。災害復旧に実弾演習は必要ありません。この研修会の研修目的は何だったのか、その目的とあわせ町長の感想をお聞かせください。

## ○仮議長（森島光明君）

町長 木野隆之君。

## ○町長（木野隆之君）

森島正司議員から4項目の御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、第1点目のあすわ苑での利用者拘束事件についてお答えをいたしたいと思えます。

このたびのあすわ苑老人福祉施設事務組合が設置する特別養護老人ホーム「あすわ苑」における利用者への身体拘束という介護現場での不適切な行為については、あすわ苑の副管理者として誠に残念な出来事であると痛感しております。

今回の問題は、既に新聞報道等で御承知のとおり、利用者が夜間に排せつしたおむつの中に手を入れる等の不潔行為を防ぐために、職員がその利用者の下半身をバスタオルで巻き、さらに腰回りや膝上をひもで縛っていたというものでございます。

この問題の発覚後は、全職員による会議の中で介護職員としての使命、あるべき姿というものを厳しく指導し、個々の職員がどのような心構えで介護業務に取り組むべきかをグループワークやレポートの提出により再認識をさせたところであります。その上で、職員一人一人が介護の原点に立ち返り、利用者の目線に立った介護業務の実践と職員相互の情報共有を徹底しているところであります。

しかしながら、不適切な介護業務をしたと、この事実は決して消えるものではありません。地域の皆様方から安心され、信頼して利用していただけるような施設であるあすわ苑にならないと、せっかく一部事務組合でつくったあすわ苑が意味がないわけですから、現在はそういった信頼される施設を目指して改善を進めているところであります。

今後もこういった実践的な取り組みが継続されなければ信頼回復の道は険しいものと考えておりますので、今後とも意識改革については一生懸命頑張ってまいりたいと、そんなふうに思っております。

あすわ苑の管理者である安八町長との協議の中では、これは今まで以上に具体的な案件についての関与を強化し、職員に対する積極的な指導、管理、こういったものを副管理者としても求めてまいりたいと、そんなように考えております。

次に、2点目の町ホームヘルパー派遣事業の中止についてであります。

この事業は、町社会福祉協議会が独自に行っている介護保険事業であり、訪問介護事業として事業実施の判断は、当該協議会が行っているものであります。御質問の中にありました、910万円の補助対象の事業とはなっておりません。

お尋ねのとおり、現在、この事業は休止しておりますが、その背景として、他のホームヘルプサービス提供事業所の増加による競争激化等々によって町社会福祉協議会のホームヘルプサービスの利用者が減少し、残念なことでありますが、事業の運営が困難になったものと聞いております。

休止直前において当該協議会のホームヘルプサービスを利用されていた方は8名、こ

の8名の方については支障が生ずることなく、他の事業所に引き継ぎがなされており、サービス提供の水準の低下とはなっておりません。

なお、本町では介護保険事業においてホームヘルパーを利用してみえる方は、5月現在30名、昨年の9月の提供は28名、一昨年の同月は30名、ほぼ横ばいの状況となっております。これらのホームサービスの提供は、町内外の14事業所で行われている状況であります。

ちなみに、今年の9月1日現在における輪之内町の65歳以上の人口は2,118名、高齢化率21.3%であり、昨年9月の65歳以上の人口は2,020名、高齢化率が20.2%であったことと比較しますと、1.1ポイントの上昇となっております。国の昨年10月1日現在の高齢化率25.1%より下回っているとは言え、本町でも高齢化が進んでいる状況でございます。

このような中で高齢者の福祉増進については、私も重要なテーマであると認識はしております。現在は介護保険による介護支援認定を受ける前の高齢者に対する介護支援事業として、ホームヘルパーによる見守り、生活援助を支援する軽度生活援助事業や配食サービス、理容サービス等を行っております。あわせて、介護予防事業として、元気アップ転倒予防教室、認知症予防の脳リフレッシュ教室等も行い、高齢者福祉の増進に努めているところでございます。

また、参考までに保健事業の側面から申しますと、他の地方公共団体に先駆けて任意の予防接種も積極的に行ってまいりました。今年の10月から定期の予防接種となる高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種についても、接種率の向上に向けた一層の周知に取り組んでまいります。施策全般として、老人福祉法第4条の趣旨に基づいて積極的に各種施策を講じて、高齢者福祉のさらなる充実、進展に努めてまいりたいと思います。

次に3点目、庁舎改修の設計変更についての御質問にお答えをいたします。

御案内のとおり、輪之内町の庁舎は、併設するコミュニティ防災センター一部分は昭和58年度に、本体部分は昭和59年度に竣工しております。以来30年が経過し、その間、必要な修繕工事や1階の改装等を実施して今日に至っております。

庁舎の竣工当時から今日まで事務事業は、新制度の創設や権限移譲等により増加し、電子機器の急速な進歩とも相まって、昭和59年当時とは事務室の様相も大きく変化しております。執務スペースの確保のために、竣工当時には通路であったスペースに事務室を配置することにより来庁者の動線を犠牲にしていることは否めないという状況であります。

輪之内町合併時に建設された木造の旧庁舎は、これは約30年で改築をいたしました。現在の庁舎は、耐久性のあるRC構造の庁舎でありますので、30年経過した今でも改築の必要はありませんが、設備類の経年劣化や来庁者の利便性の向上に資する改修が必要として、既に平成22年度一般会計当初予算に庁舎改修設計委託料を計上して庁舎改修の

基本設計を実施いたしました。平成24年3月に策定しました輪之内町第5次総合計画において、平成25年度、平成26年度の2カ年事業として盛り込んでおるところでございます。この改修実施年度の設定は、町制施行60周年という節目として実施することを想定したものでございました。

このように、庁舎改修につきましては計画的に遂行している事業でありまして、平成25年度に基本設計をもとにした実施設計を行い、議会の全員協議会等で説明の上、仮契約、議決の経路を経て、平成26年度に工事に着手したところでございます。

なお、この件につきましては、森島議員が委員として参加されました輪之内町の第5次総合計画審議会においても説明いたしております。

現在、改修工事は順調に進んでおり、その進捗状況については議会の全員協議会でもその都度報告を行っているところであります。

さて、御質問にあります町長室のトイレ、洗面室、更衣室の件ですが、これは従前より洗面台やロッカーは町長室に既にあるものでございます。当然、私も出席する行事等によっては着がえも必要でありますし、相手の方に失礼のないように身だしなみを整えることも必要でございます。御理解を申し上げたいと思います。トイレにつきましては、当然来客も多数ございますので、それらに配慮して設置するものでございます。改築は毎年行うものではありませんので、やはり将来を見越してその必要性を判断したというふうに御理解をいただきたいと思っております。

また、御質問後半にございました本会議場の音声を議会事務局で聞けるようにしたのはなぜかということですが、提出議案や一般質問に関係する職員が傍聴することによりまして本会議の円滑な進行に資するものとして改修をしたところでございます。なお、庁舎1階ロビーにスピーカーを設置して放送する予定はございません。

続きまして4点目、東富士演習場視察研修の町長の感想はということについての御質問にお答えいたします。

今年度の区長会研修は、集団的自衛権について国会でも、国民の間でも議論がなされ、また中国の海洋進出等、日本を取り巻く情勢の変化の中で国防について考える機会として区長会が独自に企画、実施されたものであります。区長会の研修ということで、私も例年のとおり同行させていただきました。

ふだん自衛隊といえば災害復旧活動の場面をメディア等でしばしば目にするところがありますが、この演習を通じて防衛も自衛隊の本来の任務であるということに改めて認識をしたというのが素直な感想であります。

世界平和は全人類共通の願いであります。国家を統治する勢力の思惑や宗教等の違いにより世界各地で紛争が生じているのが実態であります。当然、我が国も紛争に巻き込まれる可能性は皆無ではありません。多様な価値観の国々が存在する中で日本の独立をどうやって保障するか、その必要性の中で自衛隊というものの存在を改めて認識した

ところであります。

町も自衛官募集事務というのをやっております。輪之内町では、毎年自衛隊に入隊される方がございます。今年4月には、輪之内町の若者4名が自衛隊に入隊をしております。我が国を、そして国民を守るために、また災害時には国民を助けることに志を抱く若者の存在というものを心強く思っているところでございます。

以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○仮議長（森島光明君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、いろいろと御答弁いただきました。

まず、あすわ苑の問題ですけれども、現在、管理者のほうからあすわ苑に対して嚴重注意処分のみというふうに聞いております。その他の処分は一切考えておられないということですが、質問の中でも言いましたけれども、介護職員としてはやってはならないことをやった。要するに、介護職員としての資格にかかわる問題ではないかというふうに思うわけですけれども、その辺の直接のその当事者に対する処分というものは、もちろんこれは特定されていると思いますけれども、一切処分はないということなんでしょうか。

本来なら規律違反とか、あるいは法令違反のような行為があれば、施設全体の問題ではなく、その違法行為を行った職員が何らかの処分を受けるというのは普通のあり方ではないかというふうに思うわけですけれども、今回の場合、それを行った職員、あるいはそれを見て見ぬふりをしていたという職員などの責任というのは一切お構いなしということなのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、今後の再発防止策ですけれども、ただ一般的にそういうことを話し合うというだけではなくて、やはり具体的に何らかの方針を出すべきだというふうに思いますけれども、具体的な対策というのは何を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

それから、町のホームヘルパー事業についてでありますけれども、現在の町のホームヘルパー事業といいますか、社会福祉協議会で行っているのは8名であるということでしたけれども、全体では30名の方が何らかの形でヘルパーを利用しておられると。そのうち、輪之内町社会福祉協議会では8人をやっているということですが、さらに輪之内町社会福祉協議会が行っているホームヘルプサービス利用者が減少していくということですが、30人近くの方がホームヘルパーを希望しておられる、にもかかわらず、当町社会福祉協議会の行っているホームヘルプサービスは人数が減っていく。これは、実際にはホームヘルプサービスを求める方がいても、社会福祉協議会の対応が利用者のニーズに合っていない、サービスのやり方がまずいか、何かそういうようなこと

があって減っていくのではないかと思うんですが、その辺は、なぜ30名近く利用者がおりながら、他の事業者に利用者が流れていくのか。当町の社会福祉協議会の利用者が少なくなっていくのか、これはどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

それから庁舎改修の件ですけれども、今5次総に掲載されておるといふふうに言われましたけれども、私、この一般質問を提出するに当たってずうっと調査してまいりましたけれども、資金計画で庁舎管理のところは全然金額の変化がない、事業の計画がないというふうになっているわけです。その一方、例えば学校の改築などについては工事のときにはたくさん経費が計上されている。ところが、庁舎については、庁舎の管理事業の中においては全く変化がない。それから、本文を読んでも庁舎改修ということは、そういう文言は見当たりませんでした。私の見落とししかわかりませんが、どこに、何ページに書いてあるのか、今ちょっとここに持ってきておりませんので指摘することはできませんけれども、私の調べた限りでは、5次総には庁舎改修というのは載っていませんでしたというふうに私は思っております。

それで、町長室へのトイレにつきましては、なぜそれが必要なのか。今、御説明がありましたけれども、来客に配慮し設置するというようなことも言われたかと思っておりますけれども、今までそれでどういう不都合があったのか。従来、町長室にはトイレはなかった。今、洗面や更衣室などは従来もあったということをおっしゃいましたが、トイレはなかった。それでどういう不都合があったのか、これは理解ができない。トイレまでは必要ないのではないかというふうなことは、多くの町民の方もそういう声を出しておられる。それに対して、従来どういう不都合があったのかということと比較して御答弁願えたらと思います。

それから、庁舎1階ロビーにはスピーカーを設置する予定はないと言われましたけれども、やはり決算委員会でも議論されましたけれども、議会の模様を町民にお知らせする、今後そのようにしてはどうかというような意見もありましたけれども、1階で町民に聞こえるようにするというのは、これは簡単にできるわけでありまして。線を持っていけばできることであります。それは簡単にできるからこそ事務局室で聞こえるようにされたと思っておりますけれども、この情報公開が町民に対してではなく、職員の議会対策としてそういうことをやられるとしたら、これは本末転倒だというふうに思います。やはり町民本位の政策を実行するならば、やはり職員だけが聞けるようにするのではなく、町民全体に聞こえるようにするというのは、このスピーカーをつけるというのは、それは大した金額ではないというふうに思うわけですから、これはぜひ検討していただきたい。

それから戻りますけれども、この庁舎改築が5次総にも載っており、計画的なものだというふうに言われましたけれども、それならば、なぜ設計段階においてもっと綿密な設計がされなかったのか。キュービクルの取りかえも後から追加されておりますけれども、これは毎年、年次点検で指摘されておった問題が抜けていた、こういうような問題

があります。もし、これが計画的にやられておったのであれば、なぜそういうことを見落としたのか、理解ができません。この計画性についてお伺いしたいというふうに思います。

○仮議長（森島光明君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つか再質問をいただきました。お答えできる範囲でお答えさせていただきます。

まず、介護職員の処分についてでございます。これは日常業務の管理・運営については、施設の所在地であります安八町の管理者、それから事務局が主になって行っておるものでございますけれども、それは職員のヒアリングをした上でなされた嚴重注意処分だというふうに思っております。

先ほど冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、これは全く不適切な行為であることは誰も疑いのない話でありますから、これを今後再発防止という、将来に向かっての関係からどのように指導していくかというのがまさに問われております。何を想定されておられるかという、基本的に多分ほかの介護施設で生じたときにどういう処分をするのかということとの比較においてお話しされているのかとは思いますが、そのところも再度管理者との協議の中で納得できるような方向を見出していけたらと、そんなふうに思っております。

それから、町社協のホームヘルプ事業について、社協の対応の中身が原因ではないかと。競争に敗れたとはいえ、ニーズはあったはずなんだけど、何でここだけ減るんだということだったように思いますけれども、その具体の中身についてちょっとわかりかねる部分もありますけれども、このホームヘルプサービスは休止ということでございますので、今後、どういう形の中で対応をされていくのか、その部分について無関心でおれる話ではありませんので、社協との協議を進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、第5次総合計画との絡みについて、いささか情報のやりとりの中で余りうまくできていなかったのかもしれませんが、5次総に記載されていることは事実でございますので、それで何も突然出してきた計画ではないということだけ御理解をいただきたいと思っております。

それから、いろんな考え方があるものだなと思しながらお聞きをしてまいりました。町長室のトイレという話もございました。これは私どものところにもいろいろな来客もございますし、庁舎の配置の都合上、トイレがそんなに近いところにあるわけではないものですから、こういう形での設置が妥当という判断をさせていただきました。

また、先ほど申しましたように、この庁舎の改修というのは毎年やるものではありませんので、5年先、10年先というものも見据えた中で今できることはやっておいたほう



がいいだろうということで、ある意味これは利便性の増進というふうで捉えていただきたいなど、そんなふうに思っております。

それから、追加工事云々の話の中で計画性がないんじゃないの、なかなかこれは全体の予算ボリュームの中でどうそれを入れていくかという問題でございます。その辺のところ、今御指摘がキュービクル等の更新についてのお話でしたが、そういうふうに取り扱われるとするならば、これはもっとよく説明をすべきだったんだろうと思います。でも、せっかくの機会でございますので、やれることについてはできる限り盛り込んでやっていきたいと、そんなふうに思っておりますので、どうか御理解をいただくようお願いしたいと思います。

それとスピーカーの設置、これは今まで本会議の中身についてはこの議場の中だけということであったわけですが、私どもが正確に答弁するためには、担当職員が同時に聞いておるほうがその答弁に資するという意味でスピーカーを設置したということでございます。

情報公開という話がありました。議会は、当然原則公開しておりますので、その公開のあり方について、今後、そのあるべき方向づけというものをきちっと議論をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。以上です。

(9番議員挙手)

○仮議長（森島光明君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、介護職員の処分のことについて、あるいは今後の再発防止策について、いま一つまだ明確でないというふうに思いますので。

まず、職員の処分につきまして、これは当然違法行為をやったという認識はあるのかどうか。身体拘束を行ったという介護職員、要するに介護の専門の職員の方がそういう身体拘束をするということは違法行為ではないのかと、その辺はどのように考えておられるのかということをお伺いしたい。

それから、5次総との関係ですけれども、今、これは水かけ論になってしまいますのであれですけれども、5次総に載っておったというのなら、なぜもっと綿密な計画がなされないのかということをやっと疑問に思うわけであります。

町長室のトイレというのは5次総の審議会のときにも、当然のことながらそんな細かいことまでは審議しておらず、そういう問題があるなんてことは一切聞いていなかったわけですから、その辺がなぜそういうふうに変ってきたのかということも教えていただけたらというふうに思います。

それからスピーカーの件ですけれども、これも結局は正確な答弁をするために、正確な答弁というのは現在やっていることを正確に言ってもらえばいいわけで、何も取り繕

って言うのが答弁ではないはずであります。そんなに議会での答弁が難しいことなのかどうか、それは疑問に思うわけです。

やはり町民に開かれた議会にしていくためには、多くの町民にこの議会の模様を知っていただくことが必要であります。じゃあ、議会事務局室に一般の方が入って聞くことができるようにするというふうに、その運用をする考えはあるかどうか。

きょう、20人ほどの大勢の方が来ていただいておりますけれども、現在、24という定数の枠があります。そういったような場合に議会事務局室において自由に聞くことができる、こういうような対応は考えておられるかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、先ほど第2質問でちょっと落としましたけれども、町長は集団的自衛権について、行使容認を安倍内閣が認めて国民の大きな批判の声が出ておりますけれども、町長の先ほどの答弁を聞いておりますと、防衛も自衛隊の本来の任務であるということ、大事なことだということをおっしゃるわけですが、この集団的自衛権の行使ということについては、町長は積極的に支持なのか、消極的に支持なのか、反対なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○仮議長（森島光明君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

それでは、再質問の前に、第1回の質問の漏れということで集団的自衛権のお話がございました。まず、それから入らせていただきます。

結論から言いますと、別に戦争を好きでやるわけではありません。ただ、世界の实態を見ていると、丸腰の外交だけで国の存立ができるものでもないという冷厳な実態がございまして。そういった中で、日本としてこれからどのようにしていくのか、これは地方議会で取り上げるテーマではないと思いますので、私個人の見解ということでとどめさせていただきますけれども、私自身は、集団的自衛権というものが最近議論された背景というものも少し考えないと、なかなか判断が難しい。ただ、集団的自衛権の中で今言われていることは、集団的自衛権の名のもとで他国の紛争に巻き込まれる危険があるが、それについてどう思うかということだと思っております。そうであるならば、これは当然のことでもありますけれども、国民の納得できる歯どめというのが必要でありますから、集団的自衛権に賛成とか反対とか言う以前に、集団的自衛権を導入したというか、その考え方をもち込んだ世界情勢をどう考えるかということにまでつながってまいります。

その世界情勢の判断については、私は残念なことに全ての情報を掌握しているわけではございません。だから、理論上の集団的自衛権をどうするかということについては、これは極めて抑制的に発動すべきものと考えております。基本的に日本に直接利害関係が及ばないものについて集団的自衛権の名のもとに外へ出ていってドンパチを

やるとか、そういうことについては反対であります。

それでは、再々の答弁のほうに移らせていただきます。

介護職員の処分について、これは違法行為じゃないのかと、違法行為ならきちっと処分しないかんだらうという趣旨だらうと思いますが、まず身体拘束について、基本的にこれはやってはいけないことになっておるんですが、緊急やむを得ない場合に該当する3要件というのがございます。これは3つのうちの1つに該当すればいいというんじゃないで、その3つは全て満たすことが必要だと言われております。1つは切迫性、利用者本人、または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合、もう1つが非代替性、身体拘束以外に代替する介護方法がないこと、そしてもう1つが一時的、身体拘束は一時的なものであること、この3つについていろんな解説がありますが、要はこの3つが満たされない場合においては基本的に不法行為になるだらうという話でございます。

介護保険サービスの提供者には、仮にこの3要件に該当した場合に、身体拘束に関する記録の作成というのが義務づけられております。残念ながら、今回の場合はそれがなかったというふうに理解しております。そういったものも含めて、今後、直接議論をすべきあすわ苑議会、それから事務局との対話の中で、これがどうであったのかという確認的な意味での議論はしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

ちょっと今、明確に誰がどうしたんだということについてお答えできる資料を持っておりませんが、それはもう少し具体的な場の中で話し合うべきことだらうと思っております。

それから、町社協のホームヘルプ等、30人もいるのに8人しかいなかった。しかも、その8人も、要するに受け入れがたくなっていると、社協の対応に何か問題があったんじゃないのか。介護保険事業として町社協の体制がどうだったのかということについて、現在休止してございますから、今後の取り扱いについて、またいろんな話を聞く中で、それがどうだったかということが明らかになるかと思っておりますけれども、ですから、今、社協の対応の中で何か具体的に問題点があったのかということについてはちょっとわかりかねますけれども、でも、休止に至る過程の中で何らかの判断がなされたことも事実でありますけど、どうしてそういう判断に至ったのかということは確認してみたいと思っております。

それから、第5次総合計画についてはちょっと意見を異にするようでございますが、私どものほうとしては、5次総にちゃんと載せたつもりということにしております。

それから、スピーカーの設置についてでございます。非常に手厳しい意見を頂戴いたしました。取り繕うために、何かをやるために、私どもの理解としては決してそういうつもりでやったわけではありませんけれども、そう受け取られる向きがあるとするならば、心して運用してまいりたいと思っております。

なお、議会事務局室に傍聴者を云々という話でしたが、議会事務局は傍聴者を入れるスペースは余りございません。そして、現在は議会の傍聴規則の中で、こうやって本日も二十数名お見えになりますけれども、こういう形で公開の機会が保障されておりますので、この点について後退したいという認識は持っておりません。

ただ、これは参考までに申し上げますと、今ちょうど光ケーブル等でいろんな情報の提供を行っております。幾つかの御議論をいただいておりますが、議会の公開のあり方について早急に、その何を利用するかも含めて検討を重ねていくことが現在の課題だと思っております。以上です。

**○仮議長（森島光明君）**

暫時休憩します。

(午前11時32分 休憩)

(午前11時34分 再開)

**○副議長（森島正司君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで一般質問を終わります。

---

**○副議長（森島正司君）**

日程第4、議第37号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）及び日程第5、議第38号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第6、議第39号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び日程第7、議第45号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第8、議第46号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第9、議第47号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第10、請願第1号 規制改革案に関する請願について、日程第11、発議第1号 規制改革案に関する意見書についてを一括議題とします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 上野賢二君。

**○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）**

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成26年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、9月12日午後2時より、協議会室にて9名の委員中8名の出席と執行部、関係者出席のもとに審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第37号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について、当委員会分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、個人番号はどのような分野で利用できるのかに対し、番号法第9条の別表第1に掲げる事務と福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税または防災に関する事務で地方公共団体が条例で定める事務に利用できるとのことでした。

個人情報が入る委託業者に漏れることはないのかに対し、委託業務は個人情報取扱業務の洗い出しや例規整備の支援業務等であるため、直接個人情報を提供して行う業務ではないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、普通交付税の交付額が確定し、臨時財政対策債の借入額も確定したとのことだが、普通交付税の確定額は幾らかに対し、7月25日付で交付決定通知があり、その金額は8億7,290万6,000円、特別交付税についてはどうかに対し、まだわからないとの説明がありました。

臨時財政対策債は、限度額いっぱい借り入れるのかに対し、限度額いっぱい借り入れる予定であるとの説明がありました。

臨時財政対策債の元利償還金は、100%交付税算入されることから純粋な町の財源と考えてよいのかに対し、そう考えて差し支えないとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、旧地下タンクの廃止方法はに対し、タンクはそのまま砂詰めを行うとのことでした。

旧地下タンクを掘り出して処分すると幾らかかるのかに対し、消費税抜きで150万円とのことでした。

冷暖房機器本体が30年以上たっているが、更新すると幾らかかるのかに対し、8,000万円とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第37号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の総務産業建設常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第1号 規制改革案に関する請願についてを議題として、紹介議員の森島光明議員から説明がありました。

質疑に入り、政府の規制改革案とは別に自由民主党も改革案を出しているのかに対し、

別に出して、それを踏まえた今回の答申に対しての請願とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、請願第1号 規制改革案に関する請願については、原案のとおり採択すべきものと決定をいたしました。

次に、発議第1号 規制改革案に関する意見書についてを議題として、提出者の森島光明議員から説明がありました。

質疑に入り、意見書の文面中で意見の「1. 単協が営む信用事業の農林中央金庫等への移行については、単協自ら判断できる制度とすること」を「1. 単協が営む信用事業の農林中央金庫等への移行はしないこと」にすべきとの修正案がお手元に配付のように提出をされました。

採決の結果、全委員が修正案に異議なく、当委員会としては修正案を可決いたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設委員長報告を終わります。

#### ○副議長（森島正司君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

#### ○副議長（森島正司君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 浅野利通君。

#### ○文教厚生常任委員長（浅野利通君）

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成26年第3回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、9月12日午前9時30分より、協議会室において9名の委員中8名の出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事兼会計管理者、調整監、各関係課長、関係者出席のもと審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

最初に、議第37号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について、当委員会分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、南波最終処分場の修繕に係る見積もりの内容はに対し、修繕は、外周のトタン28枚と胴縁の取りかえやパイプの立て起こし、手間代等の経費です。トタンは、1枚、縦1.8メートルで、単価は1,200円とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、安八郡障がい者自立支援協議会の構成についてはに対し、定員は15名で、輪之内町からは5名選出されているとのことでした。

予防接種事業の委託料には自己負担を除いた額が計上されているのかに対し、自己負担額を除いた額で計上しており、水痘は自己負担なし、高齢者肺炎球菌は自己負担4,000円であるとのことでした。

高齢者肺炎球菌の免疫期間はに対し、個人差があるので医師の判断によるとのことでした。

広域入所費用の積算についてはに対し、当初予算の1名及び新規見込み分から現在の利用者の年間見込み額を計上しており、年齢及び委託先によって費用は違うとのことでした。

婚活サポートの内容についてはに対し、社会福祉協議会へ委託し、商工会と連携して会員を募集し、応募内容をデータ化して広域で見られるようになる。その後は婚活パーティーなどが計画されるとのことでした。

委託料の48万9,000円は何かに対し、主に人件費であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、部活動の指導者は先生かに対し、先生は顧問として指導に当たり、そのほか社会人コーチを一、二名迎えて指導を行っているとのことでした。

社会人コーチはボランティアかに対し、ボランティアとのことでした。

補助金の使途はに対し、大会に参加する移動費用と参加料とのことでした。

部活動補助金と県大会補助金の違いはに対し、西濃大会までが部活動補助金、県大会以上が県大会補助金であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第37号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第38号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題として、住民課長から説明を受けました。

質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第38号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第39号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、すこやか健診の負担金の精算の流れはに対し、年度当初に概算の負担金を支払い、翌年度に精算するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第39号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第45号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保育料は事業者が独自に定めるのかに対し、国の基準以下で町が定めるとのことでした。

町外の保育所を利用した場合についても同様かに対し、町民であれば同じ基準表を適用するため同様であるとのことでした。

民間の事業所が町内で保育所を運営した場合の保育料はに対し、町が定めた保育料となり、同じ基準の額となるとのことでした。

その根拠条文はどこかに対し、第13条に記載のとおりとのことでした。

現行の保育所施設の面積基準や保育者の資格要件は新しい基準とどう違うのかに対し、現行と同様であるとのことでした。

現在の保育料は何に定められているのかに対し、輪之内町保育料徴収規則であるとのことでした。

大きな変更点として認定制度があるが、どのような内容かに対し、年齢に応じて、また保育の必要性に応じて1号から3号の区分認定がされるとのことでした。

保育園の広域入所はどうなるのかに対し、現行と同様であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第45号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題として、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、第4条の向上させるように努めるものは町に対して記載してあるものかに対し、町として向上に努める必要があるものとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第46号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定



める条例の制定についてを議題として、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、現在の指導員は指導員としての資格はあるのかに対し、保育士や教員の資格があり、基準の資格に該当しているとのことでした。

指導員に年齢制限はあるのかに対し、年齢制限はないとのことでした。

留守家庭教室は今後も教育課で実施するのかに対し、一事業所として教育課で実施するとのことでした。

指導員の資格の中で知事が行う研修を受ける必要があるのかに対し、今後受ける必要があるとのことでした。

対象学年はどうなるのかに対し、1年生から6年生までとのことでした。

現在の留守家庭教室の実施場所はどこかに対し、福東小と大藪小は、体育館の2階、仁木小は、いなほホールで実施しているとのことでした。

指導員の賃金額についてはどうなるのかに対し、基準で定めるものではなく、事業者ごとに設定するものであるとのことでした。

現在の留守家庭教室の利用人数は何名かに対し、福東小26名、仁木小41名、大藪小44名とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第47号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員長報告を終わります。

**○副議長（森島正司君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（森島正司君）**

質疑なしと認めます。

これから、議第37号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（森島正司君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（森島正司君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第37号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第38号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○副議長（森島正司君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（森島正司君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第38号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第39号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○副議長（森島正司君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（森島正司君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第39号 平成26年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第45号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（森島正司君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（森島正司君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第45号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第46号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（森島正司君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長（森島正司君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第47号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(森島正司君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(森島正司君)

異議なしと認めます。

したがって、議第47号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、請願第1号 規制改革案に関する請願についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(森島正司君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(森島正司君)

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 規制改革案に関する請願については、委員長報告のとおり採択されました。

これから、発議第1号 規制改革案に関する意見書についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(森島正司君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 7名)

**○副議長（森島正司君）**

全員起立と認めます。

したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立によって採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 7名)

**○副議長（森島正司君）**

全員起立と認めます。

したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 0 時 05 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

**○副議長（森島正司君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○副議長（森島正司君）**

日程第12、議第40号 平成25年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから  
日程第16、議第44号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳  
出決算の認定についてまでを一括議題とします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、会計管理  
者から議案説明を受けた後、平成25年度決算特別委員会に審査を付託してあります。し  
たがって、これから決算特別副委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算特別副委員長 上野賢二君。

**○平成25年度決算特別副委員長（上野賢二君）**

では、委員長にかわりまして報告をさせていただきます。

平成25年度決算特別委員会委員長報告をいたします。

平成26年第3回定例議会初日の本会議において本委員会に審査を付託された案件につ  
いて、9月10日、11日の2日間にわたって全員協議会室において、8人の委員中、小寺  
強委員が病気のため欠席で7人が出席、執行部側から町長以下関係者の出席のもとに審  
査を行いました。

会議の冒頭、本委員会は、町長初め全執行部とともに決算認定制度の意義や委員会の  
任務等について改めて確認し合い、本委員会の審査結果及びその過程において明らかにな  
った問題点やその改善策等について、その後の予算編成や財政運営に反映していくこ

とを確認しました。

その後、本委員会に付託された議第40号から議第44号までを一括議題とし、各所管部署からそれぞれの事業遂行の成果と決算の説明を求め、審査を行いました。その経過と結果を特徴的なことを中心に報告いたします。

一括議題とした議案は、議第40号 平成25年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について、議第41号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第42号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第43号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第44号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

最初に、議会事務局所管分について審査の概要を報告します。

議会の常任委員会研修は、東日本大震災の被災地視察を十分時間をとって2泊3日で行ったため、24年度・25年度事業として行われました。そのため、常任委員会研修補助金は、24年度分と合わせ80万円が支出されました。

次に、総務課所管分について審査の概要を報告します。

職員の海外研修はアメリカ・サンフランシスコ方面への研修で、その目的は、住民と行政のかかわりをテーマに、海外と日本の違い、海外で実施されていることが日本で生かせるかどうか等を学ぶことであったとのことでした。

この海外研修の成果をみんなで共有するようにすべきではないかという指摘に対し、研修参加者は報告レポートを提出しているが、改めて報告会等は開催していないため、今後、職員に対する報告や、議会にも報告レポートを提出するなど、研修成果を共有できるようにしたいということでした。

財産管理費の土地借上げ料1,607万5,000円の内訳は、大藪コミュニティ防災センター駐車場1,365平米で68万2,500円、テニスコート1,387平米で77万6,720円、エコドーム東側の総合施設附帯駐車場4,937平米で276万4,720円、プラネットプラザ21,162平米は1,185万720円で、単価は、大藪コミュニティ防災センター駐車場が500円/平米であり、その他は560円/平米ということでした。

この単価の違いはどこにあるのかと意見が出されましたが、借上げ開始時期の違いによるものということで、今後の検討課題であることが指摘されました。

また、歳入における町有地使用料は、土地の評価額等により算定し、大垣共立銀行から9平米で5,570円、納涼ふるさとまつりで佐藤氏から32平米で1,650円、SKY・J・ワールドから454.16平米で22万2,956円の使用料をいただいております、営農組合については、農業委員会で決められた標準小作料6,200円/反で算定し、本郷営農組合から1万2,972円、海松新田営農組合から4,144円の使用料をいただいているとのことでした。

地域の絆を高める補助金は、職員の賃金カット分を財源として各区に10万円と1世帯

当たり2,000円の合計額を上限に交付したもので、大多数の区が満額で、それぞれの事業費は超過している区もあるということでした。内容的には防災関係が多かったということです。

次に、危機管理課所管分については、防災行政無線設備保守点検366万5,000円については同報系行政無線設備、移動系無線設備及びその附属設備の保守点検委託料で、戸別受信機の保守点検は行われていません。

戸別受信機については故障の際に修理の対応をしているだけで、役場窓口に故障等を申し出てきた方に対してのみ、機器の修理や電波状況の調査を行っているということでした。

現在、戸別受信機は町内全体で2,088世帯に貸与されていますが、これらが正常に動作しているかどうかは確認されておらず、今後は、広報や区長を通じて故障等の不備がないかどうか住民に問いかけていくということでした。

戸別受信機の設置については、転入時の窓口にて設置の案内をし、設置を拒否された世帯を除き設置しているということでした。

戸別受信機のない世帯や、聴覚障がいを持つ世帯等への情報連絡体制の確立が今後の検討課題であることが指摘されました。

消防団員の費用弁償1,150万9,000円については、1回3時間以内2,000円、3時間から5時間3,400円、5時間以上4,800円で算出されているということです。

災害用非常食は、25年度にアルファ米3,000食、乾パン1,512食、粉ミルク36缶、クラッカー35パック入り6缶を購入し、現在の備蓄数は、乾パン2,964食、アルファ米の白米5,250食、五目1,000食、飲料水1.5リットル入り5,980本、粉ミルク72缶であり、養老一桑名一四日市断層地震の避難想定数2,302人分のおよそ1日分の食料が確保されているとのことです。

現在、町は2023年までに3万食分を確保する予定だが、今後、計画を前倒しして早期購入を検討するということでした。

次に、経営戦略課所管分について、地域公共イントラネット整備事業で2億4,782万7,000円支出していますが、その内訳は、1. 自主放送機器の整備は、(株)アミックスコムへの補助で4,131万1,000円、2. 動画コンテンツの充実は、番組の制作で182万3,000円、3. 光ケーブル網のループ化は、国の国土強靱化施策に基づいて行ったもので1億7,835万5,000円、4. 安全・安心定点カメラの設置は、揖斐川、長良川、牧田川の水位監視カメラの設置で1,344万円、ホームページのリニューアルで81万9,000円ということでした。

動画コンテンツとして作成された32番組は、全てコミュニティチャンネルで放送されたものです。

議会中継について町の計画はあるのかという質問に対し、今のところ町民からの要望

もなく、その計画はないが、近隣市町では垂井町と海津市で行われており、今後、他市町の反響や町民のニーズ等を調査するとともに、議会とも相談しながら検討していくということでした。

コミュニティチャンネルの視聴率について、視聴率の調査は行っていないが、輪之内光サービスの加入世帯は、平成26年3月末で1,423世帯、46.5%であるが、コミュニティチャンネルを見ることができるのは、最大限見込んだとしても40%ぐらいだろうということでした。

コミュニティチャンネルの運営について、町民に期待されるようにしていくために、一つ一つの番組の放送時間を検討したり、放送内容や見せ方について絶えず見直しをしていくということでした。

次に、税務課所管分については、個人町民税の普通徴収の納税義務者数は対前年度比で19人増加していますが、調定額は436万9,000円減少しています。

年金特別徴収の人も対前年度比で43人ふえています。調定額は15万3,000円減少しています。これらの人たちは生活が苦しくなっているのではないかとの質問に対し、特別徴収を含めた全体で見れば納税義務者数は75人増加し、調定額は405万2,000円増加しているとのことでした。

また、法人町民税の調定額は対前年度比で1,249万1,000円減少しているが、それは課税標準額の減少によるものということでした。

町税の滞納処分実施状況について、差し押さえ件数より換価件数が多いのは事務手続上のことであり、確定申告の還付金差し押さえは3月に行い、4月に換価するためであるということでした。

次に、会計室所管分については、特に特徴的なことはありませんでした。

次に、住民課所管分について、住民課は議第40号と議第41号があり、まず議第40号について審査を行いました。

西濃環境整備組合負担金は3,930万7,000円となっているが、これに今回の事件による産業廃棄物分も算入されているのかという質問に、一般廃棄物の中に産業廃棄物が混入していた可能性があるため、会社から搬出された廃棄物の内容について報告を求め、県と共同して特定していくということでした。

今回、一般廃棄物に産業廃棄物が混入した経緯について、西濃環境整備組合に持ち込まれる一般廃棄物は、町民がごみ処理手数料を支払って収集される家庭用ごみと事業者が直接処分場へ持ち込む事業系のごみがあり、その割合は、家庭からの処理量58%に対して事業系は42%ということ、そしてこの事業系ごみの中に産業廃棄物が混入していた可能性があるということでした。しかし、現時点では調査中であり、詳細については一切判明していないということです。

なお、説明の中で決算説明書に記載されている数値の訂正があり、西濃環境整備組合



の可燃ごみ年間処理量を「1,144トン」から「2,173トン」に、西南濃粗大廃棄物処理組合の不燃ごみ・粗大ごみ年間処理量を「137トン」から「154トン」に訂正されました。

水質浄化対策事業について、最も効果的な揖斐川からの導水については、海津市では県が主体となって揖斐川からの導水を行っているので、当町においても同様の手法によって導水できないか検討していただけるようお願いしているとのことでした。

また、河川の水質浄化のために川底に井戸を掘ってはとの提案がありましたが、川底の井戸には河川の水が逆流して地下水が汚染される可能性があるると指摘する専門家がおり、町としては採用は困難とのことでした。

続いて、議第41号について審査を行いました。

国保税全体を見ると、調定額は前年度に対し1,046万6,000円少なくなりましたが、収入未済額は逆に945万7,000円多くなっています。特に滞納繰越分については、不納欠損処分を行ったにもかかわらず収納率は大きく落ち込み、ついに20%を下回っていることが明らかになりました。

国民健康保険基金の年度中の増減額は、マイナス684万3,000円になっていますが、これは年度中に1,700万円を基金繰り入れしたものの、基金利子15万7,000円と実質収支額の中から地方自治法第233条の2の規定により1,000万円を基金に積み立てたことによるものでした。

次に、福祉課所管分については、福祉課は議第40号と議第42号、議第43号があり、まず議第40号について審査を行いました。

保育園の通常の保育時間は8時30分から16時30分までであり、延長保育は7時30分から19時00分まで実施されています。対象者は入園児で、申し込みにより利用可能となります。

未満児保育は生後6カ月からで、現在のところ施設的に問題はなく、受け入れ可能の状況で、随時受け付けているということです。

大藪地区は近年住宅がふえているが、大藪保育園の増設等は検討されているかとの質問に、保健センターでの乳幼児健診を確認しながら入園希望者の把握に努めているが、当面増設の必要はないと考えているということでした。

がん検診受診率は全体的に低いですが、特に子宮がん検診が低いのは、がん検診は郡内の医療機関でしか受診できず、特に子宮がん検診については神戸町の高田医院でしか受診できないため、距離が遠い等で受診率が低かったと思われるということでした。そのため、平成26年度からは郡外で受診した場合でも助成が受けられるようにして受診率向上を図っているということです。

西濃清風園の定員は50人で、現在、入所者数は26人、そのうち当町から1人が入所されています。入所に当たっては入所判定委員会で審議して決定されますが、施設が老朽化しており、積極的なPRは行われておらず、最近では入所の希望者はないということ

です。入所者も、介護保険を利用してデイサービス等の在宅サービスを受けているとのことでした。

続いて、議第42号について審査を行いました。

後期高齢者医療特別会計においても保険料の滞納者があらわれてきていることがわかります。今年度の滞納者は、現年度分ではなかったものの滞納繰越分で1人となっています。今後、滞納者をつくらないようにしていくことが求められます。

続いて、議第43号について審査を行いました。特徴的な報告事項はありませんでした。

次に、産業課所管分について審査の概要を報告します。

プレミアム商品券発行事業は、町が商工会に300万円を補助し、商工会が窓口になって行われました。

プレミアム商品券は、4万4,000枚、4,400万円相当が発行されましたが、実際に使用されたのは4万3,866枚、99.69%で、134枚、13万4,000円分が回収されていません。

町からの補助金は300万円支出されており、未回収分は補助金の返還対象になるのではないかとの意見に、本来なら返還すべきだったが、26年度からは適正に対応していくとのことでした。

また、町内で最も利用が多かったのはビッグ輪之内店で、1店舗だけで19,641枚、全体の44.7%を占めており、残りは一般の小売業者ということでした。

元気な農業産地構造改革支援事業は、3戸以上の農家の集まりで産地構造改革計画の承認を受けていれば補助の対象となり、戸谷営農組合は、経営面積25ヘクタールのうち、飼料米の転作もあわせて23ヘクタールの水稻作付、構成員は8名の組合であり、産地構造改革計画の承認も受けているため補助対象になっているということでした。

ふるさと農村活性化対策事業の委託費2万5,000円は、ふるさと農村活性化対策基金の運用益を利用した事業で、本戸地区のアジサイの維持管理に必要な消耗品等に支出したものでした。

輪中堤防のアジサイなどの維持管理を特定の個人に頼っているのはこれから先いつまでも続けるのは難しいのではないかと指摘に、農地・水の費用なども取り入れながら今後検討していくとのことでした。

観光推進費342万1,000円のうち観光資源調査委託料142万1,000円以外の主なものは、3月に行われた名古屋旅まつり参加費35万9,000円、観光看板設置費70万6,000円、薩摩義士の絵本のDVD20万円等でありました。

街路灯の設置については電気代の高騰で厳しくなっており、町として必要なところだけ設置していくとのことでした。

古い街灯のLED化については、LED化6年計画の3年目に入り、今後、修繕などの要望も検討しながら残りの計画を進めていくということでした。

次に、建設課所管分については、建設課は議第40号と議第44号があり、まず議第40号について審査を行いました。

建設関連補助金の内訳は、木造住宅耐震化促進事業交付金が補助額115万円を2件分で230万円、スマイル住宅補助金は、総件数21件のうち10万円が8件、5万円が13件であるとのことでした。

橋梁の長寿命化修繕計画については24年度の点検結果により25年度に修繕計画を策定したもので、今後10年間で対象橋梁を決め、順次修繕を進めていくということでした。

町内には大小合わせ約300カ所の橋梁があるが、そのうち24年度に点検したのは長い橋から順に25カ所で、その結果については異常なしが12カ所、要修繕13カ所で、要修繕の内容の主なものは、コンクリート部の剥離等ということです。

水路改良工事については、要望箇所は現段階で残り27カ所あるということで、今後、順次進めていくということでした。

なお、水路改良工事後に行われた田面均平化工事によって排水が悪くなった箇所については、建設課で直ちに対応することはできないということでした。

続いて、議第44号について審査を行いました。

浄化センター管理費のうち委託料3,865万451円の内訳は、浄化センターの維持管理委託料が2,411万8,500円、汚泥処理委託料が723万4,214円、水質検査委託料が133万8,750円、全窒素・全リン自動計測器維持管理業務委託料が184万6,320円です。その他汚泥運搬等があります。

決算説明書に記載の排水処理状況のうち処理区域内戸数というのは工事实施済み区域内の住宅戸数のことで、平成25年度末で1,899戸ということですが、そのうち公共ますの設置戸数は1,745戸で、下水道への接続戸数は723戸ということでした。説明書で利用率が38.1%となっていますが、これは区域内全戸数に対する比率で、下水道接続可能戸数に対する比率では41.4%になるということです。

受益者負担金の現年度分調定額は3,461万円で、賦課件数は166件です。なお、25年度の新規接続戸数65件については26年度から賦課されるため含まれておりません。

次に、教育委員会所管分について、学校給食の地場産物使用割合について、地場産というのは県内産という意味で当町の使用割合は県平均より低くなっていますが、そのうち輪之内産の内容は野菜と果物だけで、米は使っていないということでした。

なぜ輪之内産の米を使用しないのかとの質問に対し、コストが安ければ納入可能であるということで、町内の農業者が給食センターに米を納入するには、2月ごろまでに指名願を提出して承認される必要があるということでした。

奨学金の返還状況については、収入未済額は現年度分で102万円、過年度分で132万円となっています。現在返還している人は24名ですが、滞納している人は、最長で平成21年度から返済されていないということです。今後、相手の状況を把握しながら返済して

いただくよう努力していくとのことでした。

カナダ派遣事業の支出は337万2,000円ですが、このうち自己負担金額は、生徒1人当たり17万5,459円で6人、随行者1人当たり6万8,000円で2人、合わせて118万8,754円ということでした。

以上が本委員会に付託された議案の質疑の概要です。

各所管部署ごとの質疑を終結し、執行部全員に参集願い、議第40号から議第44号までを各議案ごとに討論・採決を行いました。その結果、いずれの議案も討論はなく、採決の結果、議第40号 平成25年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について、議第41号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第42号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第43号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第44号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で原案どおり認定するものと決定いたしました。

最後に、決算は、ただ単に認定して終わりではなく、この委員会で明らかになった問題点や今後の検討事項等について来年度予算編成や今後の財政運営に生かしていかれるよう執行部に要望して、閉会をいたしました。

以上で、平成25年度決算特別委員会に審査を付託されました案件についての委員長報告を終わります。

**○副議長（森島正司君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○副議長（森島正司君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第40号 平成25年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○副議長（森島正司君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(森島正司君)

異議なしと認めます。

したがって、議第40号 平成25年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第41号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長(森島正司君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(森島正司君)

異議なしと認めます。

したがって、議第41号 平成25年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第42号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長(森島正司君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(森島正司君)

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 平成25年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第43号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○副議長（森島正司君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（森島正司君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第43号 平成25年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第44号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

**○副議長（森島正司君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長（森島正司君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第44号 平成25年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

**○副議長（森島正司君）**

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継

続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(森島正司君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(森島正司君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

---

○副議長(森島正司君)

これで本日の日程は全部終了しました。平成26年第3回定例輪之内町議会を閉会します。

12日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼申し上げます。大変御苦労さまでございました。

(午後1時31分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年9月19日

輪之内町議会 副議長

仮議長

署名議員

署名議員